

要望書受付期間

2019年11月5日(火)正午～2019年12月3日(火)13:00

2020年度
地球環境基金助成金
募集案内

環境保全活動を行う民間団体を支援します。



独立行政法人 環境再生保全機構

2019年度からの変更点

1. 受付期間の時期

募集案内公表 2019年9月30日(月)
受付期間 2019年11月5日(火)正午～2019年12月3日(火)13:00
新規・継続共通
内定予定 2020年3月上中旬頃

2. 要望書類提出先及び提出方法の変更

今回より、要望書の提出はインターネット上で受付をします。

11月5日(火)に公開予定の地球環境基金ホームページ内、要望書提出専用ページに、電子データでご提出ください。電子データでの提出が難しい場合は、下記問い合わせ先へご相談ください。

要望書類提出に関する詳細は、p.25～27の『要望書様式の提出方法』にてご確認ください。

要望書の提出をする際は、下記URLへアクセスし、手順に沿って申請してください。

URL：<https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html>

《問い合わせ先》

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部地球環境基金課

TEL：044-520-9505

FAX：044-520-2192

E-mail：c-kikin@erca.go.jp

ホームページ：<https://www.erca.go.jp/jfge/>

目 次

1. 地球環境基金の概要

(1) はじめに	1
(2) 地球環境基金の仕組み	1
(3) 地球環境基金の目指す姿	2
(4) 地球環境基金助成金の特徴	3
(5) 助成メニューの概要及び位置づけ	5
(6) 地球環境基金助成金要望後の流れ	9

2. 地球環境基金助成金交付要望 募集要領

(1) 要望書受付期間	10
(2) 応募団体要件	10
(3) 応募活動要件	11
(4) 活動対象地域	13
(5) 助成の対象となる期間	14
(6) 募集のメニュー	14
(7) 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み	16
(8) 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム	17
(9) 助成の対象となる経費	19
(10) 助成の対象とならない経費	21
(11) 助成金支払いの手続き	21
(12) 前年度からの継続案件について	22
(13) 海外の民間団体への助成（ロ案件）について	22
(14) その他	24
(15) 要望書様式の提出方法	25

3. 審査方針

4. 地球環境基金助成金交付要望書の作成と記載例

5. 持続可能な開発目標（SDGs）の目標とターゲット一覧表

6. 助成金交付要望書の様式

(1) 要望書様式	80
(2) 事務委任状	93
(3) 若手プロジェクトリーダー育成支援要望書	95

7. 規程

(1) 独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金助成金交付要綱（抄）	97
(2) 独立行政法人環境再生保全機構法（抄）及び施行令（抄）	101
(3) 地球環境基金助成金概算払の事務取扱に関する達	102

1. 地球環境基金の概要

(1) はじめに

1992年（平成4年）6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議」（いわゆる「地球サミット」）が開催されました。この会議には、世界中のほとんどの国（約180カ国）が参加し、100カ国以上の元首・首脳、約1万人に及ぶ政府代表者が出席する大規模な会議となりました。この席上、日本国政府は民間の環境保全活動に対し、資金的支援の仕組みを整備することを表明しました。地球サミットにおいては、環境と開発に関するリオ宣言が出され、持続可能な開発を推進することとし、市民が環境問題に取り組むことの重要性が明らかにされました。

このような流れを受けて、当時の環境庁（現在の環境省）が中心となり、民間団体（NGO・NPO）による環境保全活動への資金の助成その他の支援を行うため、1993年（平成5年）5月、国と民間の拠出により地球環境基金が創設されました。

地球環境基金では、1993年度（平成5年度）から2019年度までに延べ5,262件、総額173億円（2019年度交付決定時）の助成を行うなど、NGO・NPOの環境保全活動を積極的に支援してきています。

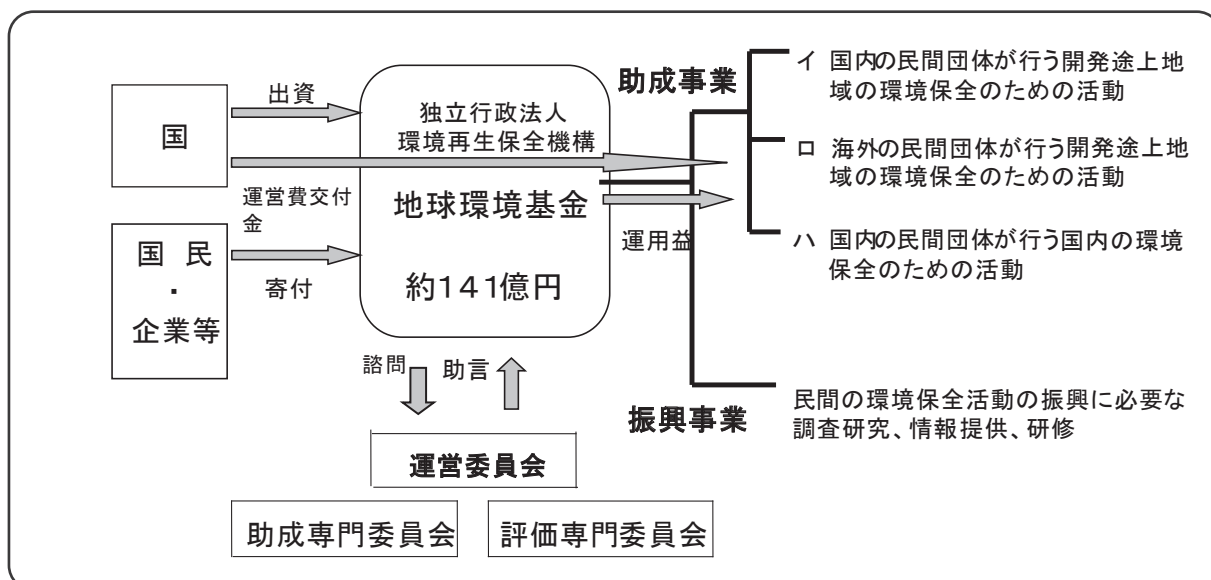
(2) 地球環境基金の仕組み

① 基本的な仕組み

地球環境基金は、国と民間の双方からの資金拠出に基づいて基金を設け、その運用益及び国からの運営費交付金を用いて、内外の民間の非営利団体（環境NGO・NPO）が行う環境保全活動への助成その他の支援を行っています。

② 地球環境基金事業の運営について

地球環境基金事業の実施にあたっては、学識経験者からなる地球環境基金運営委員会の助言を受けることとされています。運営委員会の下には、助成専門委員会と評価専門委員会が設けられており、助成専門委員会では助成事業についての審査方針や具体的な助成先などについて、また評価専門委員会では助成対象活動の評価について、専門的見地からの審議が行われています。



(3) 地球環境基金の目指す姿

地球環境基金は、創設20周年（2013年）を機に、更なる環境NGO・NPOの強化に向けた支援の充実を行うとともに、環境保全活動を行う次世代の人材育成に力を入れて持続可能な社会の実現に貢献していくことを新たに掲げました。そして、今後どのような役割が期待されているのかを「ビジョン」にまとめ、そのために基金が果たすべき役割を「ミッション」として定めました。

地 球 環 境 基 金 の ビ ジ ョ ン

地球環境基金は、環境NGO・NPO活動を支援することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

これからの社会は、市民一人ひとりの思いや志を、行動に変え、様々な環境諸課題を解決することが大切です。

環境NGO・NPOは、現場での活動を通じて、こうした一人ひとりの取り組みや声、行動を結びつけ、社会の共感を得ながらその取り組みの輪を広げ、良好な環境の創出につなげるという、大きな役割が期待されています。

活動の輪の広がりや、それぞれ特有の生活、文化、経済を背景とした地域でのものから、多様な考え方や生活文化を持つ人々が関わる国際的、地球的規模のものまで、様々なレベルで必要となっています。その核となるべき環境NGO・NPOの活動もまた、多様なものになることが期待されています。

地球環境基金は、環境NGO・NPOの自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の支援組織や事業者、行政と協力し、その活動を支援することを通じて、私たちの将来の世代に、豊かに生きる基盤である地球を引き継ぐことができる、持続可能な社会の実現に貢献します。

地 球 環 境 基 金 の ミ ッ シ ョ ン

- ① 環境NGO・NPO活動の質的、量的な充実のための支援をします。
- ② 環境NGO・NPO活動の組織機能の強化のための支援をします。
- ③ 環境NGO・NPO活動の地域での連携・協働を支援します。
- ④ 環境NGO・NPO活動の国際的な展開を支援します。

環境NGO・NPOは、持続可能な社会づくり、環境保全に欠かせない存在となってきました。今後、さらに資金力の強化及び、専門力、提案力、動員力、発信力など、活動を支える力を強化することなど、その機能を高めていくことが重要です。

その活動が充実するにつれて、市民から共感・信頼を得、活動がより大きくなり、経済や社会を変え、よりよい環境を作り出していくことが期待されます。

そうした期待に応え、共感・信頼される環境NGO・NPOが質的にも量的にも充実するよう、また、機能強化につながるよう地球環境基金は支援の拡充を目指します。

持続可能な社会には地域での取り組みが欠かせません。地域作りを担い、地域に貢献できる活動を大切にするとともに、その地域活動が各主体との連携・協働などにより「孤」から「環」に広がるよう地球環境基金は、環境NGO・NPOを支援して参ります。

また、環境問題は国境を越え、地球大につながっています。取り組みの環が世界へとつながり、広がっていくよう、地球環境基金は、国際的視野をもって、環境NGO・NPOを支援していきます。

(4) 地球環境基金助成金の特徴

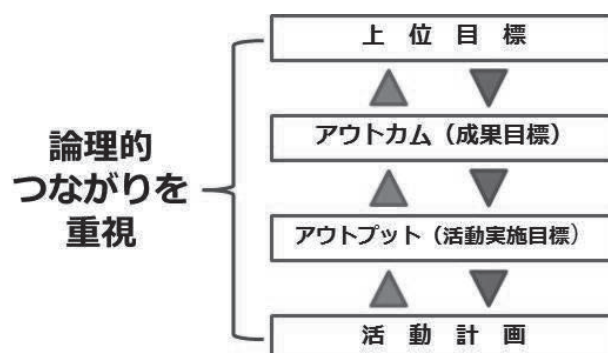
地球環境基金助成金は、民間団体が行う環境保全活動を資金面などで支援するもので、あらかじめ団体で設定した目標に沿って活動を計画・実施し、成果をあげていただくことで、地球環境保全に貢献することを目指す成果主義型の助成金です。

① アウトカム（成果）志向、戦略志向の助成金です

地球環境基金は、助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態の実現に向けて、活動計画が具体的かつ効果的に構成されていることを重視しています。すなわち、助成を受けた団体が論理的なつながり（ロジックモデル）に沿って活動を実施し、成果目標を達成することを地球環境基金は求めています。

また、助成終了後も上位目標の達成に向けて活動が継続し自立するために、助成期間中から展望をもち計画に取り入れ、活動を実施することを求めています。

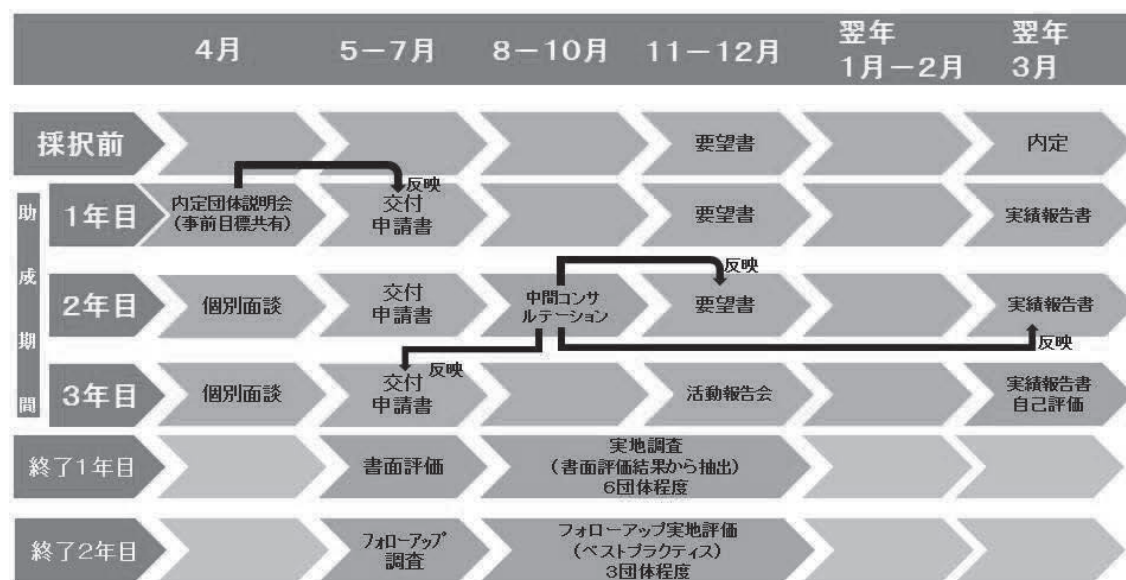
（ロジックモデルについて、詳しくは「4. 地球環境基金助成金交付要望書の作成と記載例」をご覧ください。）



② 助成活動の成果の向上のための評価制度があります

地球環境基金では、助成活動終了時に成果等に関する評価を行っていますが、助成1年目には助成金要望時の上位目標、アウトカム目標、アウトプット目標及び活動計画について地球環境基金と活動団体の間で確認【事前目標共有】し、2年目には助成団体と外部有識者（評価専門委員会委員）との面談を行い進捗状況の確認や助言の場【中間コンサルテーション】を設けるなど、活動の始めから終わりまで外部有識者や地球環境基金職員等により活動の状況確認を行い、活動がより良くなるようアドバイスを行う、いわば「改善のための評価」を実施しています。

地球環境基金助成金評価スケジュール（3年計画案件の場合）



③ 主な原資は公的資金です。

地球環境基金助成金は、基金の運用益に加えて国からの運営費交付金を財源としています。そのため、助成金の使途や成果に関する説明責任が私たち地球環境基金と助成を受ける団体に求められています。

また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、助成金の支払いにあたっては原則として証拠書類の提出を求めており、助成終了後も一定期間保管しておく必要があります。

(5) 助成メニューの概要及び位置づけ

	はじめる助成	つづける助成	ひろげる助成
目的	地域活動の種を育て、地域に根付いた活動を中心に、地域からの環境保全のボトムアップの充実を目指す支援制度	地域に根ざすことなどを目標として始めた活動が、継続し、持続的な活動へと定着することを支援する制度	課題解決能力等に磨きをかけ、より効果的な活動の展開を実現し団体組織のステップアップを目指す支援制度
助成対象団体	・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・団体設立から10年以下であること ・過去に地球環境基金の助成金を受けたことがないこと	・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・直近3年間にはじめる助成（旧入門助成）を受けた団体または、過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体であること	・助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること
助成対象活動	・環境保全に資する活動 ・地域に根ざした活動	・環境保全に資する活動 ・同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動 ・様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動	・環境保全に資する活動 ・団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動
助成期間	1年間 (1団体1回限り)	最大3年間 (1団体1回限り)	最大3年間 (ひろげる助成を連続して6年間助成を受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。)
年間助成額	50万円～300万円	50万円～300万円	200万円～800万円 (イ案件) 200万円～600万円 (ロ・ハ案件)
対象案件 ※1	(イ・ロ・ハ案件)	(イ・ロ・ハ案件)	(イ・ロ・ハ案件)
若手PL 活動推進費	対象外	対象外	対象

フロントランナー 助成	プラットフォーム 助成	復興支援助成
日本の環境 NGO・NPO が中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を生み出すための支援制度	日本の環境 NGO・NPO が他の NGO・NPO などと横断的に協働・連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指す支援制度	東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じて、これら地域の復興に貢献しようとする活動への支援制度
・主たる事務所を日本国内に有していること ・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること	・事務局となる団体は、主たる事務所を日本国内に有していること ・事務局となる団体は、助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること	・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動	様々な団体が連携・協働することで、環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動	東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じた復興に資する活動
原則3年間 (要望時に5年間の活動計画を提出の上、進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大5年間までの助成が可能です。ただし、フロントランナー助成を受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。)	最大3年間 (国際会議などターゲットとする年が明確な場合、その年まで延長を認めることがあります。その後は同一課題については当分の間採択しません。)	最大3年間
600万円～1,200万円	200万円～800万円	100万円～500万円
(イ・ハ案件)	(イ・ハ案件)	(ハ案件)
対象	対象	対象

→次頁に続く

	特別助成	LOVE BLUE 助成 (企業協働プロジェクト)
目的	東京 2020 大会の開催に向け、環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出を目指す支援制度	(一社) 日本釣用品工業会からの寄附を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業協働プロジェクト
助成対象 団体	・助成活動関連分野における活動実績を 3 年以上有していること	・助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること
助成対象 活動	大会、キャンプ及び関連行事と連携した環境負荷の最小化、自然との共生、持続可能な社会づくり等に取り組む活動	清掃活動など水辺の環境保全活動※2
助成期間	原則 1 年間	最大 3 年間
年間助成額	200 万円～600 万円	継続分を含む寄附総額の範囲内 (1 年間あたり) ※2020 年度は総額 1,350 万円
対象案件 ※1	(ハ案件)	(ハ案件)
若手 P L 活動推進費	対象外	対象外

※ 1 対象案件

イ案件・・・国内の民間団体による**開発途上地域**での環境保全のための活動

ロ案件・・・海外の民間団体による**開発途上地域**での環境保全のための活動

ハ案件・・・国内の民間団体による**国内**での環境保全のための活動

企業協働プロジェクト LOVE BLUE 助成

平成 27 年度（2015 年度）より企業協働プロジェクト助成を開始いたしました。

2020 年度も一般社団法人日本釣用品工業会からの寄付を原資とした「LOVE BLUE 助成」を実施します。

LOVE BLUE 事業は、一般社団法人日本釣用品工業会が「LOVE BLUE ～地球の未来を～」のスローガンを掲げ、つり環境ビジョンコンセプトに基づき公益財団法人日本釣振興会と協働で取り組む環境・美化事業です。釣用品メーカー等が国内で販売する釣関連用品に「環境・美化マーク」を表示し、その売上の一部などが一般社団法人日本釣用品工業会へ拠出され、事業原資となっています。

要望書の様式は、地球環境基金助成金と同じです。助成対象団体や助成対象活動についての詳細は「**募集案内（別冊）**」をご覧ください。

※ 2 LOVE BLUE 助成についての留意点

LOVE BLUE 助成への要望は、水辺の清掃活動を含む活動としてください。活動分野は、水辺の環境保全活動として、a 自然保護・保全・復元、b 森林保全・緑化、f 循環型社会形成、g 大気・水・土壌環境保全、h 総合環境教育、i 総合環境保全活動、j その他の環境保全活動に限定されます。LOVE BLUE 事業の詳細、これまでの助成活動など、以下のサイトをご覧ください。

LOVE BLUE 公式 Facebook [検索](#) LOVE BLUE 地球の未来を

LOVE BLUE 公式サイト <http://www.loveblue.jp/>

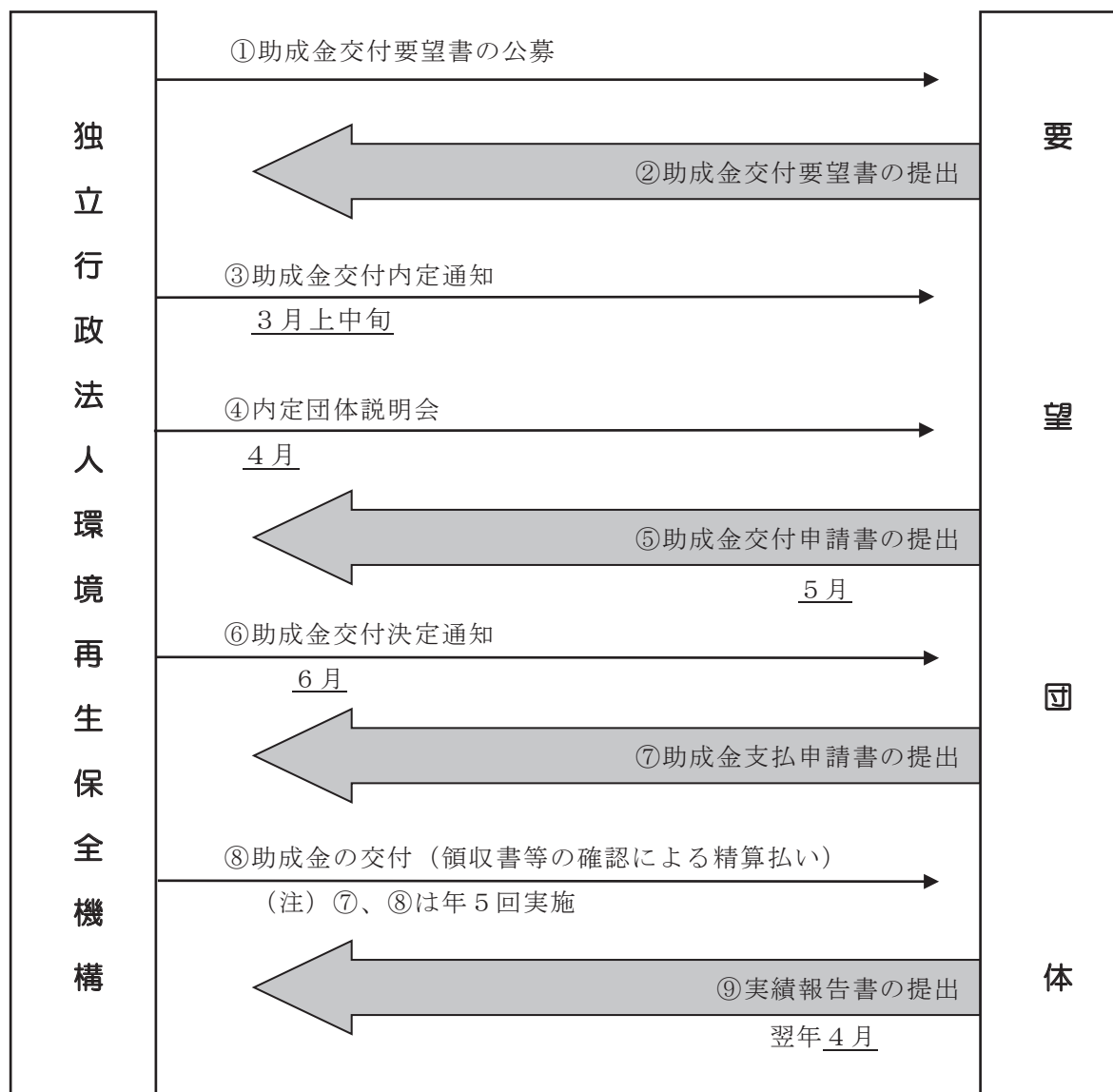
一般社団法人日本釣用品工業会ホームページ <http://www.jaftma.or.jp/>

LOVE BLUE 助成を受けた活動は、日本釣用品工業会の LOVE BLUE 事業ののぼり等の使用協力、フィッシングショーでの発表や展示物の原稿作成、視察受入をお願いすることがあります。

LOVE BLUE 助成に基づく活動であることを広く告知してください。

*なお、清掃活動など水辺の環境保全活動を含む活動を他の助成メニューで要望した場合、LOVE BLUE 助成でも要望があったものとみなし双方の助成メニューの観点から審査を行います。

(6) 地球環境基金助成要望後の流れ



- 1) 内定通知を受けた団体は内定団体説明会に出席し、活動目標及び実施方法等について、地球環境基金と合意形成を図ります。その後、交付申請を経て、交付決定を致します。
- 2) 助成金の支払いは、年5回の定められた申請期日までに行い、地球環境基金の審査を経て交付致します。精算払い方式の場合は、活動に要した経費についての領収書及びその他証拠書類等をご提出いただき、審査の上、定められた振込日に銀行振込みを行います。
- 3) 地球環境基金では、評価専門委員会の委員による評価を行っております。
- 4) 助成活動終了後又は年度末に実績報告書の提出が求められます。また、助成最終年度となる団体には12月頃に地球環境基金活動報告会に参加していただき、活動状況について報告等を行っていただきます。

2. 地球環境基金助成金交付要望

募集要領

(1) 要望書受付期間

新規プロジェクト及び継続プロジェクト共通

2019年11月5日(火)正午 ～ 2019年12月3日(火) 13時00分

※今回より、要望書の提出はインターネット上で受付をします。

※上記の時間を過ぎると受付が出来なくなります。

提出の際は、時間に余裕を持って作業するよう心がけてください。

電子データでの提出が難しい場合は、地球環境基金へご相談ください。

当機構への郵送、持参、メールによる要望は原則受付できませんのでご注意ください。

(2) 応募団体要件

助成金の交付を受けることができる団体は、環境保全活動を行う民間の団体で、次のいずれかに該当するものとします。

① 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人

② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定を受けた法人を含む）又はこれに準ずる非営利法人（①に該当するものを除く。）

③ 任意団体

法人格を有さず、営利を目的としない民間団体で、次の条件を全て満たすもの

ア. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。

イ. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。

ウ. 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。

エ. 活動の本拠としての事務所を有すること。

オ. 活動の実績等から見て、要望に係る活動を確実に実施することができると認められること。

ただし、上記に該当する団体であっても、

1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくはその統制下の団体と関係を有していないこと。

2) 過去3年以内に本助成金交付事業又は他の補助、助成事業において、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく交付決定の取消し、返還命令、罰則等の処分を受けたことがある場合、又は、当該処分を受けた際の団体の役員が、代表者又はこれに相当する者として含まれている場合は、助成の対象団体となりません。

(3) 応募活動要件

① 分野

活動の分野は、民間の非営利団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動（地球温暖化防止、生物多様性の保全、循環型社会の形成などの幅広い分野）を助成対象としています。（別表 1 参照）

② 区分

活動の区分は、団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。

- ・イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

※開発途上地域での活動の場合は、対象地域での活動実績を有している必要があります。

※活動対象地域は、(4)活動対象地域（p. 13）をご参照ください。

③ 形態

活動の形態は、以下の 4 種類に対し幅広く助成を行っています。

- a. 実践
- b. 知識の提供・普及啓発
- c. 調査研究
- d. 国際会議

※ なお、以下の活動につきましては、助成対象とはなりません。

- 1) 我が国又は相手国の行政機関の施策として行われる活動
- 2) 特定の事業者の事業上の利益のために行われる活動
- 3) 貸付、融資、出資、その他助成金の回収が見込まれる活動
- 4) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる活動
- 5) 地球環境基金以外の国又は国の機関からの補助金、助成金、委託費（NGO 連携無償資金協力、NGO 事業補助金、JICA 草の根技術協力、子どもゆめ基金、日中緑化交流基金、福祉医療機構 WAM 助成など）を受けることとなる活動
- 6) 他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- 7) 復興支援助成の活動については、活動対象地域以外での活動
- 8) その他民間団体が担うにふさわしくないと認められる活動

※ 法令遵守について

法令を遵守した活動を行ってください（海外での活動の場合は、活動国における法令も含む）。また、活動国で NGO 登録等許可が必要な活動を行う場合は、許可を取得してください。活動に許可が必要にも関わらず得ていない場合など、法令違反が認められる場合には、助成は行いません。

＜別表 1＞

活動分野の区分方法

※応募に際して選択された活動分野は、地球環境基金での審査の過程において、変更する場合があります。

活動分野		活動手段の例
生物多様性保全活動分野	a. 自然保護・保全・復元	・全国的に見て貴重な自然地域の保護のための活動 ・絶滅のおそれのある野生生物の保護のための生態調査 ・野生生物の生息地等の保全等の活動、渡り鳥の保護活動 ・外来生物対策、鳥獣保護管理のための活動等
	b. 森林保全・緑化	・全国的に見て貴重な森林の保全活動 ・砂漠地以外の山野・荒廃地の植林・緑化のための活動 ・二次的自然林、里山の保全活動等
	c. 砂漠化防止	・砂漠地とその周辺での植林緑化 ・適切な灌漑推進のための活動等
	d. 環境保全型農業等	・アグロフォレストリーの推進 ・自然農業技術の開発・利用の推進 ・棚田の保全のための活動等
e. 地球温暖化防止		・再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの普及 ・温室効果ガスの排出抑制に向けた活動 ・地球温暖化への適応促進のための活動等
f. 循環型社会形成		・廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進のための活動 ・廃棄物の適正処理及び不法投棄防止のための活動等
g. 大気・水・土壌環境保全		・成層圏オゾン層の保護、酸性雨対策等の大気汚染防止活動 ・河川湖沼等の水質汚濁防止、海洋環境保護、土壌汚染対策 ・有害化学物質対策の推進のための活動等
横断的活動分野	h. 総合環境教育	・持続可能な開発のための教育(ESD)の普及を図るための活動 ・環境意識の啓発と高揚等のための総合的な環境教育・学習の推進 ・環境教育を通じた環境保全活動を実践的に実施する人材の育成等
	i. 総合環境保全活動	・特定の分野ではない分野横断的な活動・仕組みづくり ・地域社会・企業・行政等の協働による環境配慮型まちづくり ・グリーン購入や環境ラベル等による環境配慮への取組 ・総合的な環境政策提言のための調査研究等
j. その他の環境保全活動		・上記以外の環境保全活動

(4) 活動対象地域

日本国内、開発途上地域^{*1}

(但し、復興支援助成については原則被災地域^{*2})

*1 開発途上地域の定義

開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）による援助受取国・地域リストに明記されている国を指します。

(援助受取国・地域リストのアドレス)

http://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-standards/DAC_List_ODA_Recipients2018to2020_flows_En.pdf

*2 被災地域の定義

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十四条第一項に規定する東日本大震災により相当な損害を受けた地域を指定する件」（平成二十三年四月二十七日財務大臣告示）により指定された下記の地域。

都道府県名	指定地域
青 森 県	全域
岩 手 県	全域
宮 城 県	全域
福 島 県	全域
茨 城 県	全域
栃 木 県	全域
埼 玉 県	加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域に限る。） 久喜市
千 葉 県	全域
新 潟 県	十日町市 中魚沼郡津南町
長 野 県	下水内郡栄村

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条に基づき、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により指定された下記の地域。

都道府県名	指定地域
熊本県	全域

(5) 助成の対象となる期間

2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間

※ 2020年度の活動であれば、2020年4月1日から交付決定日までの活動も助成対象となります。

(6) 募集のメニュー

応募する団体の活動ごとに、下記の助成メニューのいずれかを選んでください。

なお、1つの団体が複数の活動について応募することは可能ですが、採択は1つの活動のみとなります。また、審査の結果、応募した助成メニューと異なる採択がなされる場合があります。

(参考) 活動区分 活動は、団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。
イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

① はじめる助成（イ・ロ・ハ案件）

ア．助 成 期 間 ：1年間

イ．対象となる活動：環境保全に資する活動（別表1（p.12）に掲げる活動）であり、かつ地域に根ざした活動

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
2) 団体設立から10年以下であること
3) 過去に地球環境基金の助成を受けたことがないこと

エ．要 望 可 能 金 額：50万円～300万円（1年間あたり）

② つづける助成（イ・ロ・ハ案件）

ア．助 成 期 間 ：最大3年間

イ．対象となる活動：環境保全に資する活動（別表1（p.12）に掲げる活動）、同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動、及び様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
2) 直近3年間にはじめる助成（旧入門助成）を受けた団体、または過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体であること。

エ．要 望 可 能 金 額：50万円～300万円（1年間あたり）

③ ひろげる助成（イ・ロ・ハ案件）

ア．助 成 期 間 ：最大3年間

3年間の成果を踏まえて活動を発展させる場合は、連続して最大3年間まで要望可能

イ．対象となる活動：環境保全に資する活動（別表1（p.12）に掲げる活動）であり、かつ団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動

ウ．助 成 対 象 団 体：助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること
（ひろげる助成を連続6年間の助成を受けた場合、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。）

エ．要 望 可 能 金 額：1) 200万円～800万円（イ案件）（1年間あたり）
2) 200万円～600万円（ロ・ハ案件）（1年間あたり）

④ **フロントランナー助成（イ・ハ案件）**

ア．助 成 期 間：原則 3 年間

ただし、要望時に 5 年間の活動計画書を提出した場合、活動の進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大 5 年間までの助成が可能です。

イ．対象となる活動：先進的で新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 主たる事務所を日本国内に有していること

2) 助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること

（フロントランナー助成を受けた場合、その後 2 年間は本基金の助成金に要望することができません。）

エ．要 望 可 能 金 額：600 万円～1,200 万円（1 年間あたり）

⑤ **プラットフォーム助成（イ・ハ案件）**

ア．助 成 期 間：最大 3 年間

イ．対象となる活動：様々な団体が連携・協働することで、特定の環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 事務局となる団体は、主たる事務所を日本国内に有していること

2) 事務局となる団体は助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること

エ．要 望 可 能 金 額：200 万円～800 万円（1 年間あたり）

⑥ **復興支援助成（ハ案件）**

ア．助 成 期 間：最大 3 年間

イ．対象となる活動：東日本大震災及び熊本地震被災地域における環境保全を通じた復興に資する活動

ウ．助 成 対 象 団 体：助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること

事務所所在地が被災地域外であっても応募が可能

エ．要 望 可 能 金 額：100 万円～500 万円（1 年間あたり）

⑦ **特別助成（ハ案件）**

ア．助 成 期 間：原則 1 年間

イ．対象となる活動：東京 2020 大会の開催に向けた大会、キャンプ及び関連行事と連携した環境負荷の最小化、自然との共生、スポーツを通じた持続可能な社会づくり等、東京 2020 大会から環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントを創出するために取り組まれる活動。

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 主たる事務所を日本国内に有していること

2) 助成活動関連分野における活動実績を 3 年以上有していること

エ．要 望 可 能 金 額：200 万円～600 万円（1 年間あたり）

⑧ **地球環境基金企業協働プロジェクト**

<LOVE BLUE 助成>（ハ案件）

平成 27 年度（2015 年度）より一般社団法人日本釣用品工業会と地球環境基金との協働で、LOVE BLUE 助成（旧つり環境ビジョン助成）を開始しております。

助成対象団体や助成対象活動についての詳細は、別冊をご覧ください。

(7) 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

1. SDGs の概要

2015 年 9 月の国連総会で「Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development (我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ)」が採択されました。その中心を占めているのが「Sustainable Development Goals (SDGs：持続可能な開発目標)」です。

SDGs は今世紀初頭の 2001 年に設定された「Millennium Development Goals (MDGs：ミレニアム開発目標)」の後を継ぐ国際目標であり、2001 年から 2015 年までの 15 年間に気候変動・地球温暖化や格差拡大といった環境問題や社会問題などの世界を取り巻く状況に大きな変化が起こり、これらの課題への対応が求められてきたこと等を背景に、それらの地球規模の課題に対処しながら、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、生まれました。

SDGs は、貧困や飢餓の撲滅、国内外の不平等の是正、エネルギーアクセスの確保、気候変動対策、生態系保護、持続可能な消費と生産などの 17 の目標、169 のターゲット及び指標で構成されており、2030 年が目標達成期限と設定されています。

2. SDGs への各セクターの取り組み

2030 アジェンダ・SDGs は、環境、経済、社会、全ての面での取組が求められています。また、途上国だけでなく先進国においても同様であり、各国政府や市民社会、民間セクター等の様々なアクター（主体）が連携し、「パートナーシップ」を築いていくことが必要です。日本国内では、2016 年、内閣における SDGs 推進本部立ち上げ以降、自治体では SDGs の考え方を盛り込んだ総合計画の策定や、2018 年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画においても SDGs の考え方が導入されました。また、日本経団連が SDGs の達成を柱として企業行動憲章を改定しており、NGO・NPO においても SDGs を活用した地域の課題への対応が見られるなど、各セクターが SDGs によって課題を捉え、積極的に取組を進めています。

3. 地球環境基金の SDGs への取り組み

「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続的な社会の実現に向けて、政府（行政）や企業だけでなく、NGO・NPO の取組が必要です。また NGO・NPO にとって各セクターとの連携やパートナーシップを進める上でも SDGs の考え方は必要不可欠です。

地球環境基金も、活動資金助成やエンパワーメントを行う事業を通じて、SDGs の考え方を活用し、複数の目標を統合的に解決することを目指す環境 NGO・NPO を積極的に支援していきます。



(8) 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム

若手プロジェクトリーダー(※1)育成支援プログラム（以下「育成支援プログラム」という。）は、助成事業と振興事業の両輪で団体の若手職員の人材育成の支援をしていくプログラムです。

地球環境基金の助成事業では、常勤役職員の賃金は助成対象としておりませんが、育成支援プログラムに採択された若手プロジェクトリーダーに限り、3年間の助成活動実施期間において年間上限 300 万円の活動推進費（賃金）を支援することとしています。

また、活動推進費（賃金）の支援に加えて、年間3回（3年間で全9回）の若手プロジェクトリーダー研修を受講してもらい、ロジックモデルを用いた計画策定、プロジェクトマネジメントの理解、資金・資源の調達、他セクターとの協働など、リーダーとなるために必要な知識技術の習得の機会を提供することとしています。

※1 次項の要件を満たす、助成要望活動の実務担当者兼管理者であり、当該活動の「企画」、「実施」、「評価」の責任者として地球環境基金との連絡窓口の役割も担っていただきます。

育成支援プログラムを要望する場合は、次項の要件を満たしていることをご確認のうえ、「若手プロジェクトリーダー育成支援要望書」（p. 95・96）に必要事項を記入し、助成金交付要望書と併せて提出してください。

<注意事項>

地球環境基金助成金の対象活動に採択された場合でも、「育成支援プログラム」の要望が不採択となる場合があります。

① 育成支援プログラムのねらい

3年間の活動と研修等による技能向上を通して、多様なステークホルダーと関わりながら、NGO・NPOの事業や活動に関するプログラムを確立できる人材を輩出し、支援後もそれぞれの地域で環境 NGO・NPOの活動が自立、発展していくこと。

育成支援プログラム（前年度実績）

事業	実施	1年目	2年目	3年目
振興事業（研修）	7月	ロジックモデルを用いた計画策定	NPOのマーケティングの課題と解決策	ステークホルダーとの協働、相互理解の促進
	10月	プロジェクトマネジメントの知識と手法の理解	資金・資源調達の戦略理解	<フィールド実習> 地域を巻き込む協働事例視察（岐阜県郡上市）
	1月	合意形成への理解及び実現するためのプロセスデザイン	広報の課題と解決策、チラシ制作	3年間の振り返り、次年度以降のアクションプラン
助成事業	活動	助成活動の推進 活動推進費（賃金）の支出		
	評価	事前目標共有	中間コンサルテーション	活動報告会

② 要件

ア. 対象者（助成金交付要項第3条第2項）

- 1) 2020年4月1日時点で団体の常勤職員として雇用関係にあり、助成要望活動のプロジェクトリーダーであること。
- 2) 2020年4月1日時点で満40歳未満であり、非営利組織の常勤職員として環境保全活動の従事歴が10年未満の者（かつ行政機関の経験20年未満の者に限る）。

イ. 条件

- 1) 2020年度から開始する新規の活動案件であること。
- 2) 要望活動が、イ案件又はハ案件の活動であり、「ひろげる助成」、「フロントランナー助成」、「プラットフォーム助成」、「復興支援助成」のいずれかであること。
- 3) 要望活動が、その業務量、専門性から見て、常勤職員のプロジェクトリーダーを必要とする活動であること。
- 4) 対象者が、年3回の研修(※2)や助成活動1年目のオリエンテーション(内定団体説明会時に実施)、2年目の中間コンサルテーション、3年目の活動報告会に必ず参加できること。
(助成活動実施期間中の対象者の変更は、原則認めていません)。
- 5) 団体が当該対象者の他に、常勤職員を1名以上有していること。
- 6) 団体の代表者でないこと。
- 7) 3年間の助成活動実施期間の終了後も団体の常勤職員として雇用関係が見込まれること。

※2 全て2日間の日程で（7月、10月、1月）、会場は東京近郊を予定しています。研修参加に伴う会場までの旅費交通費等は助成金からの支出対象としています。また、研修に関する書類や定期的な報告書の提出があります。

ウ. 支給・単価・上限

- 1) 活動推進費は、原則3年間の助成活動実施期間の支給とします。
- 2) 単価は、@1,500円/時間を上限とします。日給制、月給制に関わらず、助成対象活動に従事した時間が助成対象になります。支払申請時において、助成対象活動に従事した時間を確認するため、振込明細書・時間管理簿等の提示が必要になります。
- 3) 若手プロジェクトリーダー活動推進費とアルバイト賃金の年間累計額の合計額の上限は、助成額の50%以内かつ300万円以内となります。
- 4) 社会保険料（事業主負担分）や福利厚生にかかる費用は、助成対象となりません。

(9) 助成の対象となる経費

地球環境基金の助成金は、民間団体が自主的、主体的に行う環境保全活動に対し、その活動のために直接必要な経費の一部を助成するものです。また、助成の対象となる経費は下記をご参照下さい。

(助成金交付要綱第3条第1項)

区 分	経 費	内 容
①賃金	アルバイト賃金	○非常勤スタッフのアルバイト賃金（上限：1,000円/時間、年間上限額：p.20を参照のこと） ○ロ案件代理人のアルバイト賃金（上限：1,500円/時間、年間上限額：30万円） ※有給の役職員へのアルバイト賃金は助成対象外
	若手プロジェクトリーダー活動推進費	○団体と雇用関係にある助成活動のプロジェクトリーダーの賃金（上限：1,500円/時間、年間上限額：アルバイト賃金の合計が要望額の50%以内かつ300万円以内） 但し、対象者はp.18の要件により採択された場合に限る。
②謝金	謝金	○講師・専門家等への謝金（上限：20,000円/日） ○原稿執筆謝金（上限：2,400円/1ページ（400字詰め原稿用紙）） ※当該団体の有給の役職員への謝金は助成対象外であるが、無給の場合には講師謝金総額の50%以内にて申請可能。
③旅費	交通費	○航空運賃（エコノミークラス） ○鉄道・バス・船舶等の運賃 ○空港使用料等
	宿泊費	○宿泊費（食費・日当・手当は対象外） 【国内：8,700円（甲地）又は7,800円（乙地）（上限）】 p.20参照 【海外：11,600～19,300円（上限）】
	その他	○高速道路料金、ビザ・パスポート発行料、旅行保険料等
④物品・資材購入費	物品・資材購入費	○機材購入費・資材購入費・書籍購入費 ※物品・資材の購入費の合計額は、原則として助成金総額の50%以内
⑤損料・役務費	借損料	○会場費（飲食に係る経費は対象外） 【国内：200,000円/日（上限） 海外：50,000円/日（上限）】 ○機材借料
	役務費	○通訳料 【同時通訳：80,000円/人日 逐次通訳：45,500円/人日（上限）】 ○翻訳料 【日本語訳：5,000円/頁 その他語訳：8,000円/頁（上限）】 ○印刷費
	車両	ガソリン代金、車両借料、駐車料金
	外部委託費 （要望金額の50%以内）	○調査等業務委託費 ○ロ案件代理人（団体）業務委託費（年間上限額：30万円以内） ○建築物の工事費 ○設備等の設営費
	管理費	○事務用品費・通信費・郵送費・手数料
⑥事務管理費 （①～⑤の合計額の10%以内）		

① アルバイト賃金の上限について

アルバイト賃金総額の年間累計額上限は、要望金額が 400 万円以下の場合は合計 96 万円、400 万円を超え 800 万円以下の場合は合計 144 万円、800 万円を超える場合 192 万円となり、いずれの場合もアルバイト 1 人あたりの年間累計額上限は 96 万円となります。

助成金要望金額	アルバイト年間累計額上限
400 万円以下	96 万円
400 万円超 800 万円以下	144 万円
800 万円超	192 万円

＜ 助成金要望額 300 万円の場合の例 ＞

例 1 アルバイト 1 名のとき

A さん 年間累計 96 万円上限

例 2 アルバイト 2 名のとき

A さん 年間累計 60 万円

B さん 年間累計 60 万円

} 96 万円まで助成
(超過 24 万円は団体負担)

合計 120 万円

② ロ案件代理人のアルバイト賃金について

ロ案件代理人の代理人関連業務に関わるアルバイト賃金は、要望活動経費とは別に代理人関連経費予算内訳表を用いて計上してください。代理人アルバイト賃金の年間累計額上限は要望金額に関係なく 30 万円となります。ただし、代理人が現地の活動にアルバイトとして参加する場合は要望活動経費の一部として計上が可能で、その場合は上記のアルバイト賃金の年間累計額上限に準じてください。

③ 若手プロジェクトリーダー活動推進費について

ア. 若手プロジェクトリーダー活動推進費の上限金額は、(8)若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの、支給・単価・上限 (p.18, p19) をご参照ください。

イ. 若手プロジェクトリーダー活動推進費と、①アルバイト賃金の両方を申請する場合においては、賃金の年間累計上限額は、要望金額に関係なく、助成金額の 50%かつ 300 万円以内となります。

④ 宿泊費の上限

国内 甲地： 8,700 円上限 東京都特別区(23 区)、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地： 7,800 円上限 甲地以外の地

海外 指定都市：19,300 円上限

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン

甲地：16,100 円上限 北米地域、欧州地域、中近東地域

乙地：12,900 円上限 東南アジア地域、韓国、香港、大洋州地域

丙地：11,600 円上限 南西アジア地域、中国、中南米地域、アフリカ地域

(10) 助成の対象とならない経費

次に掲げるような経費は、助成の対象となりませんのでご注意ください（助成金交付要綱第3条）。

- ① 有給の役職員に対する謝金・賃金（若手プロジェクトリーダーの活動推進費を除く）
- ② 個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等
- ③ 飲食に係る経費

(11) 助成金支払の手続き

- ① 精算払い : 原則
② 一部概算払い : 助成 2 年目以降の継続団体が要望し、かつ審査を通過した場合
(助成金交付要綱第 12 条)

地球環境基金の助成金は原則「精算払い」となります。ただし、助成2年目以降の団体は、一部概算払いを希望することができます（2019年度に助成を受けて2020年度に継続して活動を行っている団体が一部概算払いの対象）。

一部概算払いを実施する団体は、地球環境基金により「十分な会計処理能力」を有していると認められた団体に限ることとします。

- ア 前年度の助成活動の実施に関し、交付要綱第 13 条に規定する支払申請に関する事務が適正に行われていること。
- イ 前年度の助成活動が概ね地球環境基金助成金交付申請書における活動計画どおりに行われている又は早期に行われていること。
- ウ 当該年度の活動計画が、概算払の必要性が高いと認められること。

なお、2020年度に助成1年目となる新規団体は、十分な会計処理能力の有無を確認する審査期間と
するため、精算払い方式となります。

精算払い方式では、活動を開始し、その過程で発生した費用に係る証拠書類の写しを提出し、地球環境基金の確認後助成金が支払われます。したがって、活動初期に必要な資金は団体自身で別途ご用意いただく必要があります。

なお、助成活動で行うセミナー等において参加者から費用を徴収することは可能です。ただし、活動の遂行により生ずる収入金（徴収した参加費等）は、「自己資金」として助成活動に充当してください（助成対象外の費用などに充当）。

地球環境基金助成金は、補助金等適正化法が適用されます。

地球環境基金助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、支払いにあたり提出いただいた証拠書類が助成対象費目であること、また、日付・支払内容・支払先・額面・算出根拠などが読み取れる資料の提出をいただくなど厳密な審査が求められます。なお、一部概算払いの場合であっても、精算の際に証拠書類の提出は必須となります。

(独立行政法人環境再生保全機構法第 11 条)

(12) 前年度からの継続案件について

2019年度に助成を受け、2020年度に継続2年目または3年目を迎える活動は、前年度からの活動に対応する助成メニューに継続して要望することができます。また、2019年度にはじめる助成を受けた活動は、2020年度に他の助成メニューの要望を行うことができます。ただし、前年度の活動状況に不安がある場合は、審査の結果不採択となる場合があります。

2019年度に助成を受けた活動であっても、2020年度の要望の内容が前年度と継続しているとは認められない場合、新たな案件として審査の対象となりますので、不採択となる場合があります。また、別の助成メニューへの変更は可能ですが、その場合も新たな案件として審査の対象となりますので、不採択となる場合があります。

※継続案件については、初年度に若手プロジェクトリーダー活動推進費の助成を受けている団体を除き、新たに若手プロジェクトリーダー活動推進費を要望することはできません。

(13) 海外の民間団体への助成（ロ案件）について

① ロ案件対象助成メニュー

海外の民間団体への助成（ロ案件）につきましては、以下の助成メニューが対象となります。

- 1) はじめる助成
- 2) つづける助成
- 3) ひろげる助成

⇒詳細については、p.14 を参照

② 代理人の役割

海外の民間団体の応募にあたっては、何らかの形で環境保全活動に関わる個人・法人を「代理人」に選出し、選任代理人を通して要望、申請等の手続きを行っていただく必要があります。

③ 代理人の資格・用務・経費

ア. 代理人の資格

代理人は、次の 1) あるいは 2) を満たす者とします。

- 1) 日本国籍、あるいは日本国の永住許可を取得した外国籍の個人であり、円建てで入金できる日本国内の口座を有する者（日本在住であることは必須条件ではありません。）
- 2) 日本国内に主たる事務所を有する法人。

また、1) 2) のいずれにおいても、以下の要件を満たしていることが必要です。

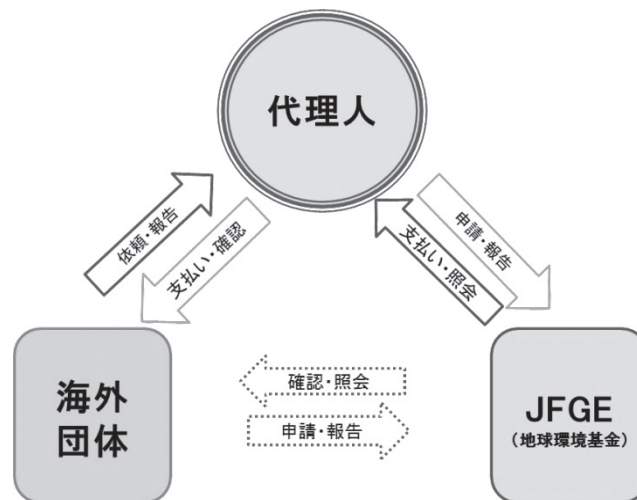
- i 助成を要望する海外の民間団体の環境保全活動に関わった実績を有していること
- ii 現地語等で応募する海外の民間団体と意思疎通ができること

イ. 代理人の用務

提出した案件が採択になりますと当該助成対象活動が終了するまで、代理人は業務分担図に示されるように活動団体と地球環境基金との連絡調整役になって頂き、また活動団体に対し適宜、指導を行っていただきます。具体的には、次の用務を果たしていただくことになります。

- 1) 各種申請・報告書類の日本語での作成及び提出
- 2) 必要書類に関する基金からの問い合わせ対応、及び団体への取り次ぎ
- 3) 助成活動の進捗管理及び現地指導
- 4) 3) の用務に要する現地渡航(原則1名)
- 5) 助成金の現地への送金
- 6) 内定団体説明会、中間コンサルティング(助成2年目)及び活動報告会(助成3年目)への参加

〈ロ案件業務分担図〉



各種申請・報告書類に関わる連絡調整(提出・照会・修正等)は海外団体・代理人・地球環境基金の3者で行いますが、海外団体の主たる窓口は代理人に委任していただくこととします。

④ 代理人の委任に係る経費

上記②の委任に係る経費(以下の1)～4))は、助成活動の経費とは別に計上していただきます。(※1)

- 1) 現地指導や各種申請・報告書類の日本語での作成にかかる労務への賃金(※2)
- 2) 現地指導、進捗管理に要する現地渡航旅費1回分
- 3) 年1回程度の内定団体説明会(川崎にて実施)、中間コンサルティング(助成2年目)及び活動報告会(助成3年目)への参加に要する旅費
- 4) 現地や基金とのやり取りに係る通信・郵送費(送金手数料も含む)

※1 団体の提出する要望書とは別に、代理人関連経費予算内訳を提出していただきます。交付決定額は団体の活動経費と代理人関連経費の合計額となります。

※2 賃金の上限は、代理人の専門性を鑑み、1,500円/時間を上限とします。ロ案件代理人の代理人関連業務に関わるアルバイト賃金は、要望活動経費とは別に代理人関連経費予算内訳表を用いて計上してください。代理人アルバイト賃金の年間累計額上限は要望金額に関係なく30万円となります。ただし、代理人が現地の活動にアルバイトとして参加する場合は要望活動経費の一部として計上が可能で、その場合はp.20のアルバイト賃金の年間累計額上限に準じてください。

(14) その他

① 要望活動内容の大幅変更は不可

要望書は、助成対象活動の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について採択後、大幅な変更が生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。

なお、助成金交付内定の後に、助成対象活動の内容又は収支予算に重大な変更が生じた場合には、助成金が交付されないことがあります（助成金交付要綱第9条、同第16条第1項第3号）。

② 事務所指導、不正への対応

助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象となった団体に対し報告を求め、又は機構職員にその団体の帳簿書類等を調査させ、必要な措置を指示するほか、不正の事実などが認められた場合には、交付決定の取消し及び助成金の返還を命じる場合がありますのでご留意下さい。

（助成金交付要綱第16条から第20条）

③ 内定団体説明会（助成1年目の場合）

要望活動が助成内定とされた場合、内定後から4月にかけて、内定団体説明会を地球環境基金（川崎）にて行います。川崎までの旅費については、1名分（活動担当と会計担当が異なる場合は2名分）まで助成金で申請できます。

④ 実績報告（毎年度）

助成対象となった団体には、助成活動終了後1ヶ月以内または年度終了後の4月10日までに「実績報告書」を提出していただくとともに、団体自ら助成事業に対する「自己評価シート」を作成、提出していただきます。

⑤ 中間コンサルテーション（助成2年目の場合）

助成活動が2年目も継続採択された場合、第三者委員会（地球環境基金評価専門委員）による中間コンサルテーションを原則、地球環境基金（川崎）にて行います。川崎までの旅費については、2名分まで助成金で申請できます。

⑥ 活動報告会（助成3年目の場合）

国内に事務所を有する団体については、原則として活動終了年に地球環境基金助成団体活動報告会に出席して活動成果発表・報告等をしていただきます。ロ案件については、代理人の方に発表をお願いしております。

⑦ 実地調査（助成終了後）

助成対象活動終了の翌年度に当該活動に関して第三者委員会による実地調査（対象団体は評価専門委員会が選定）を実施しており、その調査結果については、翌々年度以降の審査方針等に反映させることとしています。実地調査にかかる旅費は、地球環境基金よりお支払いいたします。

⑧ フォローアップ調査

はじめる助成は助成終了の翌年度、その他の助成は助成終了の翌々年度に、活動の発展等に関するフォローアップ調査（アンケート）を行いますのでご協力ください。

⑨ 個人情報の取扱い

地球環境基金は、要望書にてご提供いただきました個人情報を、助成に関するご連絡、関連事業実施に伴うご連絡以外には使用いたしません。また、提供者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き第三者に提供及び公開はいたしません。

ただし、地球環境基金で公開している「環境NGO・NPO総覧データベース」に掲載のない団体については、本要望書様式その5に記載のある「団体名」「代表者名」「主たる事務所の所在地（都道府県のみ）」「団体設立年月」「ホームページアドレス」を団体情報として公開いたします。

⑩ 助成メニューの変更

審査段階において、応募いただいた助成メニュー以外の方がふさわしいと判断された場合、応募時点と違う助成メニューで審査、採択される場合がありますので、予めご了承ください。

(15) 要望書様式の提出方法

今回から事務作業の効率化と紙資源使用量削減の観点から、要望書の受付をインターネット上で行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

① 提出書類

提出書類は以下のア．イ．ウ．とし、うちア．ウ．及びイ．のうち5) は、必ず所定の様式により作成してください。

ア．助成金交付要望書

イ．添付資料（継続2年目・3年目の団体は、3) 5) を除き、前年度提出物と変更がない場合は提出不要です）

1) 「団体の定款・寄付行為又はこれに相当する規約」

2) 「理事会、役員会等団体の意思決定をする機関の構成員名簿」

3) 「過去3年間の団体の決算書・予算書」（2017年度・2018年度決算、2019年度予算）

4) 「その他活動実績、活動概要を示す資料等」

5) 海外団体の場合、「事務委任状」及び「代理人の資格に関する書類」

ウ．若手プロジェクトリーダー育成支援要望書（新たに要望する場合のみ）

＜注意事項＞

- ・今回より、要望書の提出はインターネット上で受け付けますので、電子データでの作成が必要となります。要望書はパソコンで作成してください。
- ・提出書類データのファイル名には、種類ごとに規則があります。詳細は要望書提出専用ページをご確認ください。
- ・海外団体（ロ案件）の場合、事務委任状は申請団体と代理人双方のサインまたは押印が必要です。指定の様式に記入の上、スキャンをしデータ（PDF）などで提出してください。提出方法は、他の要望書類と同様です。
- ・要望書は全項目を記入してください。別添資料がある場合でも「別紙参照」などとはせず、要点を絞り、できるだけ所定の枠内に収めるようにしてください。
- ・動植物の保護等の活動及び動植物の保護活動に資するための調査研究については、その生物名を標準和名、学名とも明記してください。
- ・要望書は所定の様式を遵守してください。文字サイズは9ポイント以上としてください。

② 要望書様式の入手方法

地球環境基金のホームページから様式をダウンロードして作成してください。

URL : <https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html>

③ 提出方法

要望書の提出はインターネット上で受付をします。

11月5日（火）以降に公開予定の地球環境基金ホームページ内、要望書提出専用ページに、電子データでご提出ください。電子データでの提出が難しい場合は、裏表紙に記載の《問い合わせ先》へご相談ください。※申請までの詳細な手順と要領は、地球環境基金ホームページに公開しています。

要望書類受付期間

2019年11月5日(火) 正午 ～ 2019年12月3日(火) 13時00分

申請先 URL

<https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html>

地球環境基金

検索

問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部地球環境基金課

TEL : 044-520-9505

FAX : 044-520-2192

E-mail : c-kikin@erca.go.jp

ホームページ : <https://www.erca.go.jp/jfge/>

<注意事項>

- ・当機構への郵送、持参、メールによる要望は原則受付できません。
- ・受付終了時間を過ぎての受付は出来ませんのでご注意ください。
- ・受付終了時間の間際はアクセスが集中し、提出までに時間がかかる可能性があります。書類提出の際は、時間に余裕を持って作業するよう心がけてください。
- ・書類に不備がある場合、審査の対象とならない場合があります。書類提出の際は必ずファイル名やデータ内容に不備がないか確認してから提出してください。
- ・要望書類は、一度提出すると書類の差し替えや参照はできません。書類提出の際には、間違いのないよう念入りに確認し、必ずデータ保存・印刷の上、常時確認できるようにしてください。
- ・ブラウザ推奨環境は、Internet Explorer11、Google Chrome 最新版、Mozilla Firefox 最新版、Microsoft Edge です。ここに含まれないインターネット環境で作業を行う場合、正しく表示されない可能性がありますのでご注意ください。

④ 提出の流れ

ステップ 1	■要望書の作成 要望書の様式データは基金ホームページ内、下記 URL からダウンロードいただけます。 https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html
ステップ 2	■団体情報の入力ページへアクセス（ステップ 1 と同じページです） 指定のボタンを押すと、団体情報の入力ページに移行します。 https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html
ステップ 3	■団体情報の入力 必要事項（助成を受ける団体名、担当者名、メールアドレス、電話番号（緊急用）、任意パスワード）を入力し、団体情報を登録してください。 ※設定した任意パスワードは当機構で管理していません。忘れないようにご注意ください。
ステップ 4	■要望書類の提出専用ページへ移動 ステップ 3 で登録したメールアドレスに、ログイン用番号が届きます。
ステップ 5	■要望書類の提出専用ページへログイン メールアドレスに届いたログイン用番号を確認し、ログイン用番号と団体情報の入力で設定した任意パスワードを入力して、専用ページへログインしてください。
ステップ 6	■必要事項の入力と要望書類のデータを添付 手順に沿って、必要事項の入力と書類のデータ添付をしてください。
ステップ 7	■登録完了の確認 入力後、登録をすると登録完了メールが登録したメールアドレスに届きます。登録完了の証明になりますので、必ず保管してください。

3. 審查方針

審 査 方 針

助成専門委員会

助成金交付要望については、地球環境基金運営委員会及び助成専門委員会の審議を経て採否が決定されることになります。

2020年度の地球環境基金助成金の審査では、以下の審査方針に基づいて採択案件の選定を行うこととなりますので、審査方針を精読し、これに十分留意して「助成金交付要望書」を作成してください。

1. 審査の観点

提出された要望は、以下の共通的事項や、メニュー毎の審査の観点のほか、事業の分野別に示す重点配慮事項に留意しつつ審査されます。

共通事項

① 応募要件

- ア. 団体要件：募集案内 p.10 (2) 応募団体要件に示す活動であること。
- イ. 活動要件：募集案内 p.11(3) 応募活動要件に示す活動であること。

不採択となる例

- ・環境保全を目的とする活動とはいえない場合。
- ・活動の内容が、募集案内 p.11(3) 応募活動要件において助成対象とならないものとされている場合。
- ・学術研究の要素が強い、あるいは、技術の開発や改良、実証実験にとどまり、市民活動的要素が弱いと思われる場合。
- ・提出書類が不足している、記載内容に不備がある場合。

② 活動遂行能力

○運営能力

- ・組織として活動を実施するにあたり、十分な会計能力及び事務処理能力を有していること。
会計能力 … 組織として会計管理体制が確立していること
事務処理能力 … 一般的な書類整備能力を有すること
- ・継続して要望する活動の場合、過年度の事務処理が適切に実施されていること。
- ・海外での活動の場合、対象地域での活動実績を有していること。また、現地の政情についても考慮されていること。
- ・海外での活動の場合、団体の現地との関わりの経緯、団体と現地との関係構築の状況が明確であること。
- ・活動を実行する上でのリスクを考慮し、現実的な対応策について検討されていること。

不採択となる例

- ・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。

○専門性

- ・当該活動の実施に必要な専門性を有する人材が組織体制に確保されていること。

○自主性

- ・ステークホルダーとの役割分担が明確であり、計画立案から実行までが組織自らの意思決定の下に行われること。

不採択となる例

- ・計画立案から現地作業までを団体が直接行う活動でない場合。
- ・行政、企業等からの委託を受けて実施する場合。
- ・海外での活動では、現地協力者（カウンターパート）に活動の実施を全面依存（委託）している場合。

○資金計画

- ・要望する活動の規模と進捗計画に見合った自己資金等充当経費（2割程度を寄付金、参加費等から充当）の確保が見込まれること。

不採択となる例

- ・要望額が助成メニューの下限を下回る場合。
- ・外部委託の割合が大きい場合。
- ・自己資金割合が著しく低い場合。

③ 活動内容

○必要性

- ・活動対象地域の現状、ニーズ及び問題点を客観的なデータを基に把握しており、活動の必要性及び実施方法が明確であること。
- ・海外（開発途上地域）での活動の場合、住民又は民間団体が参加するものであること。また、活動地域の社会経済情勢や国民性についても十分把握していること。
- ・緊急性の高い課題に取り組む活動であること。（加点要素）
- ・現状や裏づけとなるデータの記載があること。（加点要素）

不採択となる例

- ・国内・海外での活動とも、他に先行した類似の助成対象活動が複数ある場合や過去に助成を受けた活動と同一の活動に対する助成の場合。（先行事例については、助成団体活動報告集 http://www.erca.go.jp/jfge/info/report/act_report/をご覧ください。）
- ・定例的な活動を持回りで開催する場合。
- ・物品・資材購入や建築物・設備等の工事を中心とする活動の場合。
- ・活動の必要性や緊急性に欠けると思われる場合。

○計画性

- ・課題解決までの論理に矛盾がなく、計画に無理がなく具体的であること。また、活動計画が、誰に対する何のためのもので、その活動の成果により、最終的に起こる変化は何か、その指標はどのように測るのが明確かつ妥当であること。
- ・上位目標、アウトカムなどの指標を出来る限り設定し、事前事後における活動の振り返りや客観的な評価、科学的検証やモニタリングを計画していること。
例：実践活動における参加者などに対するアンケート調査及び分析
調査活動における科学的検証やモニタリング
- ・継続して要望する活動の場合、過年度の活動にかかる上位目標やアウトカムの実績が記載されていること。
- ・継続して要望する活動の場合、前年度の活動を振り返り、評価専門委員による中間コンサルテーションでのアドバイスへの対応、過年度の課題への対応、改善状況を踏まえ、要望年度の計画がなされていること。
- ・要望する活動を行ったことによる、他の環境影響についても勘案された計画が立てられていること。

不採択となる例

- ・目標達成のための具体的な計画を有しておらず、活動内容が効果的であると読み取れない場合、準備状況に不安のある場合。
- ・実施に必要な人員の確保ができていない場合。
- ・実施に必要な関係者の協力が得られる見込みがない場合。
- ・ロ案件（海外の民間団体が行う開発途上地域での環境保全のための活動）の代理人（個人又は団体）が対象プロジェクトにかかわりを有していない場合。
- ・要望内容の抽象度が高い場合
- ・継続して要望する活動の場合、評価専門委員による中間コンサルテーションでのアドバイスへの対応、過年度の課題への改善状況が十分に記載されていない場合。
- ・要望する活動により、（保護すべき生物種など）他の環境に影響を与える可能性があることが知られているにもかかわらず、それに対する配慮について計画の中で触れられていない場合。

○効率性

- ・活動実施内容や活動時期が適切かつ効果的であり、予算計画が経済的となるよう配慮されたものであること。
- ・対価が見込まれ、その範囲で活動実施が可能と認められる活動。

○波及力（ソーシャルインパクト）

- ・原則、活動の成果が明確であり、その達成を測るための定量データが客観的かつ具体的に記載されていること。また、活動内容によって定量データを把握することが難しい項目については、適切な定性情報を記載すること。
- ・調査研究においては、その結果を広く普及するしくみが考慮されていること。
- ・政策提言活動については、その成果を確認することができるよう、あらかじめ政策提言の発信先や発信方法を明確にすること。

○協働・連携

- ・地域住民や行政、企業、活動に関係する専門的な知見を有する有識者などのステークホルダーと連携が図られていること。（加点要素）

不採択となる例

- ・要望内容が会議及びイベント等に限られ、終了後の実施効果が明確でない場合。
- ・協働・連携が、情報交換やネットワーキングに留まり、課題解決に向けた取組が不明瞭な場合。

○持続可能性

- ・助成終了後も持続する又は発展する展望が明確でであること。

○その他

不採択となる例

- ・貸付、融資、出資など助成金の回収が見込まれる活動。
- ・地球環境基金からの支援の必要性が低い場合。（例えば、繰越収支差額が 3,000 万円以上あるいは助成要望額の 10 倍を超える場合や、外国の本部に資金提供を行う等、各年度における総収入・総支出が 10 億円以上となり資金に余裕のある場合。）

各メニューの審査の観点

① はじめる助成

- ・活動地域における住民との協力体制構築にむけた取組への展望が明確であること。

不採択となる例

- ・活動内容が助成活動終了後も継続的に展開する見込みが明確でない場合。
- ・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。

② つづける助成

- ・地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が持続的に継続できる活動となるよう定着を目指す取組みとしての展望や計画が明確であること。

○持続可能性

- ・活動内容が助成活動終了後も環境保全活動を継続的に実施される見込みが明確なこと。

不採択となる例

- ・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。
- ・助成終了後も環境保全活動を継続的に展開する展望が明確でない場合。

③ ひろげる助成

- ・活動の成果に社会的インパクトがあり、重要な環境課題の解決につながると期待されるものであること。
- ・活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、団体として活動の発展やステップアップが見込めるものであること。

○自立発展性

- ・助成により団体が自立し活動を継続していく展望が明確なこと。

不採択となる例

- ・団体の発展に繋がるような位置づけがなされておらず、団体が従来行ってきた活動にとどまる場合。
- ・助成終了後も継続的に発展する展望が明確でない場合。

④ フロントランナー助成

- ・活動の成果によって、市民社会に先進的で新たな価値や制度の創造が期待されるものであること。

○モデル性

- ・他の地域での活用可能性、モデル性があること。
- ・新しい仕組みを構築するものであること。国や自治体の施策になる可能性があること。

不採択となる例

- ・活動内容が、新しい仕組みの構築、モデル性を欠いている場合。
- ・学術研究の要素が強い、あるいは、技術の開発や改良、実証実験にとどまり、市民活動的要素が弱いと思われる場合。

⑤ プラットフォーム助成

- ・他のNGO・NPOや関係者との合意に基づくなど意見集約、協力・連携するプラットフォーム機能や枠組みが準備されていること。
- ・目的とする環境課題の解決が、国内外の環境保全の進展、市民社会の強化に大きな影響を与えるものであること。

不採択となる例

- ・要望内容が会議及びイベント等に限られ、終了後の実施効果が明確でない場合。
- ・協働・連携が、情報交換やネットワーキングに留まり、課題解決に向けた取組が不明瞭な場合。

⑥ 復興支援助成

- ・被災地域における住民との協力体制構築にむけた取組への展望が明確であること。
- ・被災地域の環境の回復・保全、被災地域社会の強化に寄与する環境保全活動であること。

⑦ 特別助成

- ・活動地域における住民との協力や他の主体との連携構築にむけた取組への展望が明確であること。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出につながると期待されるものであること。

⑧ LOVE BLUE 助成

- ・清掃活動を含む水辺の環境保全活動であること。

不採択となる例

- ・清掃活動を含まない活動

なお、助成専門委員会の審査において、活動内容等から判断して、メニューを見直し、内定する場合があります。

2. 要望審査にあたっての重点配慮事項

【活動分野の配慮事項】

① 地球温暖化防止に資する活動への支援

「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第5次評価報告書においては気候変動の深刻さ、対策の緊急性が改めて明らかにされました。2015年（平成27年）パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であるパリ協定が合意、2016年（平成28年）に発効し、取組が始まっています。

我が国では、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減するという中期目標を掲げ、また、長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。そのため、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることとしています。

このような状況を踏まえ、低炭素社会の実現に向けた仕組みづくり、温室効果ガスの排出抑制に向けた活動など、更なる「低炭素社会」の実現に向けた取組について引き続き重点的に支援していきます。

② 生物多様性の保全に資する活動への支援

生物多様性条約第10回締約国会議において「愛知目標」が採択され、これを受けて「生物多様性国家戦略 2012-2020」では「愛知目標」の達成に向けたロードマップが示されました。その取組に当たっては、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」で示された、関係者の有機的な連携による活動が期待されています。

生物多様性国家戦略に示された 4 つの危機（開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化による危機）に対処するための個々の活動のほか、森里川海のつながりを確保しその恵みを持続的に引き出すための活動や、生物多様性の価値を社会に浸透させる活動など、関係者の連携のもと実施される様々な活動を積極的に支援していきます。

③ 循環型社会の形成に資する活動への支援

2018 年（平成 30 年）6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、多様な主体の連携・協働による地域内での循環に向けた取組や、リサイクルに加えて 2R（リデュース、リユース）の促進、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環、アジア各国における適正な国際資源循環体制に構築に向けた活動、廃棄物の適正処理及び不法投棄撲滅のための活動など、循環型社会形成に資する活動への支援を進めていきます。

④ 有害物質による被害防止のための取組

水銀に関する水俣条約の実施のための取組、化学物質対策に関する 2020 年目標（WSSD2020 年目標）達成に向けた取組、アスベスト飛散防止など、有害物質によるリスクを低減し、被害を防止することは、重要な課題です。こうした視点から、リスク低減、被害防止のための活動への支援を進めていきます。

⑤ 東日本大震災及び熊本地震に関連する環境保全活動への支援

震災・原発事故等により甚大な被害を受けた被災地において、産業・生活の基盤となる自然環境の現状把握及び再生・復元活動や自然との共生を考えた持続可能な地域づくり・街づくりなど、地域の再生、自立と復興に向けた震災に関連する環境保全活動について支援していきます。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

① パートナリーシップ（協働）に基づく環境保全活動への支援

地域の多様な環境問題の解決については、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が適切な役割分担をしつつ、対等の立場で相互に協力して行う協働取組の推進が重要であることから、各主体間において 目的・目標の共有化、対等性、相互理解、信頼性などが確保された パートナーシップによる活動 について重点的に支援していきます。また、パートナーシップによる活動をベースとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う 地域循環共生圏の創造に繋がる活動 についても重点的に支援していきます。

さらに、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として 重要な環境 NGO・NPO を支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援していきます。

② 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援

2015 年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals :SDGs）が採択されました。また、2014 年（平成 26 年）11 月の持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development : ESD）の 10 年に関するユネスコ世界会議において ESD の 10 年の後継プログラムとして、持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム（Global Action Program : GAP）が開始されました。環境保全の取組も、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会の実現に向けて取り組む必要があります。

こうした視点から、SDGs の 17 のゴール、169 のターゲットを活用し、国際的なレベル、全国のレベル、地域のレベルそれぞれにおいて、持続可能な社会の実現に向けて、多様なステークホルダーとの連携により SDGs の実現に資する積極的な取組を支援していきます。

③ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動

2020 年の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催の準備が本格化しています。環境保全の観点からも、環境負荷の少ない大会の実施、大会を機にした国際的な交流などが期待されています。こうした視点からの活動を支援していきます。

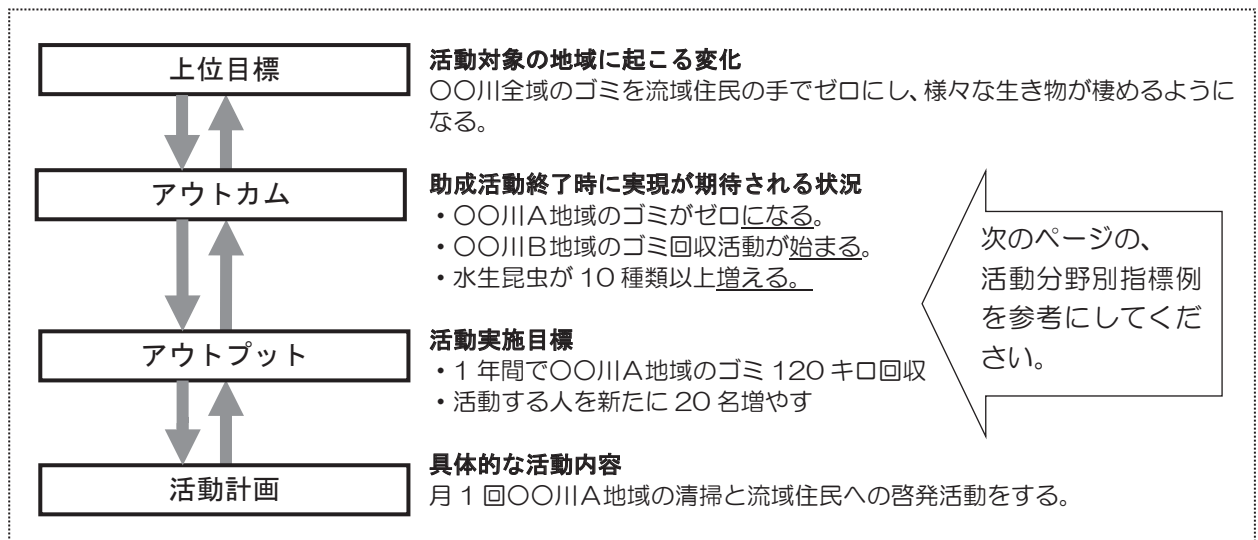
④ 国際的な視点を持つ活動への支援

2015 年（平成 27 年）9 月の国連総会において採択された SDGs や先述のパリ協定においては、それぞれ、パートナーシップや非政府主体の取組の重要性が強調されています。こうした国際的な潮流を踏まえ、我が国の環境 NGO・NPO がより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境 NGO・NPO が行う開発途上地域での環境協力についても引き続き支援していきます。特に、アジア太平洋地域における活動を重点的に支援していきます。

4. 地球環境基金助成金交付要望書 の作成と記載例

要望書作成のポイント

助成金の審査は、「助成金交付要望書」に記載された内容に基づき判断します。従って、活動目的を達成するための具体的な計画（活動内容、実施方法、スケジュール及び予算など）が、いかに的確に記載されているかがポイントになります。



1. プロジェクトデザインが、しっかりしているか。

「何を目的とした活動なのか?」「活動すると環境の何がどう変わるのか?」数枚の「助成金交付要望書」ですが、この内容が読み取れないケースが多々あります。

目標、アウトカム（成果目標）、アウトプット（活動実施の目標）、その活動の関係を明確に示してください。数字の明示が重要になります。

2. 募集案内の内容に一致しているか。

応募された書類の中には、環境保全を目的としていない活動、助成金額の範囲を超えているもの、対象となる経費の単価基準を明らかにオーバーしているもの等、記載内容不備により審査対象外となるケースもあります。基本的なことなので、十分に注意してください。

3. 計画が適正か、無理がないか。

応募された書類の中には、計画通りに実施することが明らかに無理と思われるケースもあります。確実に実施できる無理のない計画であることが重要なポイントです。熟慮の上、計画を立ててください。

4. 要望書を記載した人以外の人に見てもらったか。

要望書に書かれた内容が他人に十分に伝わるか、思い込みで書かれていないか。書いた本人が確認するだけでなく、団体内の人で確認してもらってはいかがでしょうか。書いた本人だけの思い込みや要望書を第三者がどのように読むのかがわかります。手間のかかる作業ですが、その分精度の高い要望書となると思います。

活動分野別 指標例

活動分野	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
自然保護・保全・復元	保全・復元できた面積 保全活動で生存した種の量 外来種管理できた面積 種の個体数の増加量	保全活動を実施した面積 保全活動の参加人数 再導入された種の個体数 駆除した外来種の数
森林保全・緑化 砂漠化防止	保全・緑化できた面積 違法伐採の減少(量) 外来種管理できた面積	植林面積、植林本数 緑化活動の参加人数 駆除した外来種の数
環境保全型農業	慣行農業の減少(農家数) 環境保全型農業が確立した農地、農家数 環境保全型農業での生産量増	環境保全型農業導入活動を実施した地域数、農家数 環境保全型農業の耕作面積、活動人数、技術習得者数
地球温暖化防止	温室効果ガス削減量	再生可能エネルギー導入量 再生可能エネルギー発電量、施設数 エネルギー消費の削減量 温暖化防止活動を実践した人数
循環型社会形成	廃棄物排出削減量 資源リサイクル率、量	3R行動を実践した人数、実施率 リユース品利用量
大気・水・土壌環境保全	水質改善した河川湖沼面積 大気質の環境基準適合数	汚染物質の削減量 浄化施設設置数 浄化活動の実施回数、実施人数

活動分野/形態	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
総合環境教育、 知識の提供・普及 啓発	普及啓発向上の程度(理解度アンケート評価) 啓発・教育により行動変容し、環境配慮行動を実践した人数	研修、イベントの参加人数 観察会、セミナーの参加人数 発行物配布数 教育プログラムの参加人数、普及率 技術習得者数
国際会議、 政策提言	国・地域の施策の変更 管理・維持・遵守の合意	提言回数、会合回数 メディア掲載回数
調査研究	収集データの有効性	調査回数、調査面積、データ収集件数

ここに記載した指標は、あくまで例示です。活動の成果を言い表すのに適した指標を設定してください。アウトカム指標は「実現量」、アウトプット指標は「実施量」と考えてみてください

(助成金交付要望書 記載例)

様式第1 (第4条関係) その1 (日本の団体用)

2020年度 地球環境基金
助成金交付要望書

2019年〇〇月〇〇日

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 小辻 智之 殿

〒 ー

住所

法人格 特定非営利活動法人

団体名 □□□の会

代表者氏名 理事長 地球 太郎 印

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

下記の活動を行いたいので、地球環境基金助成金交付要綱第4条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

記

1. 助成メニュー： ひろげる助成

2. 活動名： 〇〇地域におけるサンゴ礁保全活動

3. 活動区分： ハ. 国内の民間団体が行う国内の環境保全のための活動

4. 活動形態： a. 実践

5. 活動分野： a. 自然保護・保全・復元

6. 助成活動事業総額及び要望額

助成活動事業総額 : 〇, 〇〇〇 千円 (1年間分)
(自己資金+要望額)

地球環境基金への要望額 : 〇, 〇〇〇 千円 (1年間分)

7. 地球環境基金助成金を受けた年度： 〇〇～〇〇年度

8. 2019年度 採択助成：

対象なし 助成 年目

要望書作成に当たっての注意点

- ※ ロ案件の要望書様式については、左記様式と異なりますのでご注意ください。
(地球環境基金のホームページより、海外の団体用の様式がダウンロード可能です。)

【1. 助成メニュー】

- ・助成メニューのうち下記のいずれかから選択してください。
はじめる助成 つづける助成 ひろげる助成 フロントランナー助成
プラットフォーム助成 復興支援助成 特別助成 LOVE BLUE 助成

【2. 活動名】

- ・活動内容が具体的に分かる活動名を記入してください。
- ・海外での活動の場合、国名、地域名を入れてください。

【3. 活動区分】

- ・活動区分を下記のいずれか1つを選択してください。
イ. 国内の民間団体が行う開発途上地域での環境保全のための活動
ロ. 海外の民間団体が行う開発途上地域での環境保全のための活動
ハ. 国内の民間団体が行う国内での環境保全のための活動

【4. 活動形態】

- ・活動形態を下記のいずれか1つを選択してください。
a. 実践 b. 知識の提供・普及啓発 c. 調査研究 d. 国際会議

【5. 活動分野】

- ・活動の目的に合致する活動分野を下記のいずれか1つを選択してください。
 - ・複数の分野にまたがる場合は、最も比重の大きい分野を1つに絞ってください。
a. 自然保護・保全・復元 b. 森林保全・緑化 c. 砂漠化防止 d. 環境保全型農業等
e. 地球温暖化防止 f. 循環型社会形成 g. 大気・水・土壌環境保全 h. 総合環境教育
i. 総合環境保全活動 j. その他の環境保全活動
- ※活動分野は、地球環境基金での審査の過程において、変更する場合があります。

【6. 助成活動事業総額及び要望額】【7. 地球環境基金助成金を受けた年度】

【8. 2019年度採択助成】

- ・事業総額は、自己資金充当額を含めた助成活動全体にかかる予算額を記入してください。
- ・地球環境基金助成金の2020年度（1年間）の要望金額を記載してください。
- ・助成を受けた年度すべてを記載。助成を受けたことがない場合は、その旨を記載してください。
- ・2019年度に助成を受けている場合は、該当する助成メニューを選択してください。（助成を受けている場合は「対象なし」を選択して下さい）。複数年度の助成メニューの場合は、2019年度が何年目の活動か記載してください。

(助成金交付要望書 記載例)

その2-1 [助成を希望する活動の内容]

① 活動概要

〇〇地域〇〇湾において、持続的な海洋生物の保全を目的として、サンゴを保全するため、植樹活動を行う。また、本地域に生息するサンゴは、サンゴの食害生物である〇〇の大発生による被害を受けていることから〇〇の駆除活動を行う。

また、一般市民に対してサンゴの現状や重要性を普及啓発するためにエコツーリズム及び海洋生物保全に関するイベントを開催する。今後の当該地域におけるサンゴ保全を持続していくために、小中学校を対象として、環境学習の実施を呼びかける。

将来的にはこれらの活動を行政及び関係機関とともに実施することで、当該活動を本地域全体での取組として行い、海洋資源の持続的利用による生物多様性保全を目指す。

② 解決したい課題・問題点

一般的に、サンゴ礁は〇〇な機能や〇〇な機能を有しているとされ、海洋において多種多様な生物が共存・共生していくためには必要不可欠とされている。また、当該地域は海洋資源に依拠した生活を営む人が大半であり、サンゴ礁は人々の生活を支えるものとなっている。

しかしながら、当団体のこれまでの調査の結果、〇〇海域におけるサンゴ礁は、平成〇〇年と比較して〇〇%減少しており、また〇〇年後には現在の〇〇%のサンゴ礁が失われることが予想されるなど危機的状況にある。

さらに、こうした現状であるにも関わらず、サンゴ保全にむけた適切な保全の枠組みはなく、地域の取組は行われていない。現状では、サンゴの衰退は不可避であり、状況の改善が必要とされている。

③ 課題解決に向けた本活動の戦略、予想される障害リスクに対する対応策

活動対象地域である〇〇地域におけるサンゴ礁は、食害生物である〇〇の影響を受けているため、短期的な観点からは、これらの駆除及び植樹によるサンゴの保全への取組が必要である。また、サンゴについて重要性が地域住民に認知されていないことから、上記課題や問題点は助長されており、サンゴの重要性やサンゴのもつ多面的機能を地域住民に普及啓発することにより、地域の課題として認識・共有され、保全活動の多様性や体制強化につながっていくと考える。また、次世代を担う小中学生に対して、サンゴを含む海洋資源に関する環境教育を行うことで、持続的に当該地域での取組として行っていくことが出来ると考える。

また、サンゴの保全については駆除活動をはじめとした諸活動に資金が必要となるため、植樹エコツーリズムの実施による資金の確保を行うことで、自立的かつ持続的な環境保全活動を行うことができると考える。

さらに、活動対象地が海域であることから、普段より海で活動を行っている行政機関や関係機関との協働による活動を進めていくことで、円滑な活動を行うことができると考える。

予想されるリスクとしては、食害生物が断続的に大量発生することである。大量発生を未然に防ぐための定期的な駆除活動が重要である。ダイバーを雇用しての定期的な駆除には、コストがかかるため、効率的な駆除を持続的に行うことが課題である。

加えて、駆除活動やサンゴの植樹を行った際のその地域の生物相への影響については、活動始期に適切な調査をした上で、活動中にもモニタリングしていくこととしている。

④ 中間コンサルテーションでの指摘内容を踏まえた対応状況

活動3年目の団体は、2年目の中間コンサルテーションのアドバイスを踏まえて対応したこと、今年度の改善点も記載してください。

要望書作成に当たっての注意点

【①活動概要】

- ・活動の全体像が分かるように簡潔に記入してください。

【②解決したい課題・問題点】

- ・活動を行うこととなった対象地域の状況やそのような状況をもたらしている要因（問題点）などがわかるよう、客観的な視点から具体的に記載してください。

【③課題解決に向けた本活動の戦略、予想される障害リスクに対する対応策】

- ・課題や問題点を解決するにあたり、なぜその活動が最適であるのか、解決に向けた活動の戦略を記載してください。（もしくは、要望活動を行わないことによって、対象地域や対象者がどのような影響を受けるのかを記載してください。）
- ・活動が活動対象地域や対象者から必要とされている理由を具体的に記載してください。
- ・もし活動がうまくいかなかった場合に予測されるうまくいかない理由と、うまくいくようにどう対応するかを記載してください。
- ・本活動を行うことにより、期待する活動地域やその周辺に与える環境影響だけでなく、他の環境影響についても検討し、可能な限りその対応策を記載して下さい。

※政策提言活動については、提言の発信先、発信方法を考慮してください。

【④中間コンサルテーションでの指摘内容を踏まえた対応状況】

- ・活動3年目の団体は、2年目の中間コンサルテーションのアドバイスを踏まえて対応したこと、今年度の改善点も記載してください。

(助成金交付要望書 記載例)

その2-2 [助成を希望する活動の内容]

⑤ 上位目標及び活動計画		
(1) 本助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態 (上位目標)		
・〇〇地域におけるサンゴの生息域が保全される。		
上位目標の達成にどれだけ近づいたか		
↑		
(2) 上位目標の実現に寄与する望ましい成果 (アウトカム)		何で成果を測るか
・サンゴ礁を食害する有害生物の数が〇%減少する。 ・植樹により、サンゴ礁が〇%復元される。 ・サンゴ礁の保全に対する住民の認識が〇%向上する。 ・サンゴ礁保全のための組織体制が確立する。		例年実施している有害生物数調査により計測。 活動始期と終了時にサンゴ礁の面積調査を実施。 セミナー実施時にアンケート調査を実施。 3年目終了時に組織体制図と活動状況を提出。
アウトカムの達成度 (実績値)		
↑		
(3) アウトカムを達成するための直接的な活動目標 (アウトプット) 及びアウトカムを達成するための具体的な手段 (活動計画)		
活動1 (サンゴの植樹及び駆除の実地活動)		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	・〇〇地域沿岸でサンゴや食害生物の生息域等の現地調査を〇回実施する。 ・〇〇大学より講師を招き、食害生物駆除についての勉強会を〇回開催する。	・植樹対象地を〇件選出。 ・〇人が参加。
	達成できたこと (実績値)	
2 年 目	・現地調査の結果をふまえ、サンゴの植樹活動を〇回及び食害生物の駆除活動を〇回実施する。また、植樹後の定期観測調査もあわせて実施する。 ・植樹エコツアーリズムに関する事例収集を行い、実地訪問する。	・サンゴの植樹活動で〇株植 ・〇kg 駆除。 ・〇件収集。
	達成できたこと (実績値)	
3 年 目	・対象地域に適した植樹エコツアーリズムの試作モデルを考案する。 ・植樹エコツアーリズムの試作モデルを実行する。	・〇件考案。 ・〇箇所で行う。
	達成できたこと (実績値)	

要望書作成に当たっての注意点

【(1) 本助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態（上位目標）】

- ・最終的に活動の対象となる地域や集団がどのような状態になっていることを期待したいのかを具体的に記載してください。
- ・曖昧な表現や広すぎる概念、キャッチフレーズのようなものと、人によって解釈が大きく異なってしまうため、多くの人にとって、実現したい状態が具体的にイメージできる言葉を選び記載してください。
- ・「上位目標の達成にどれだけ近づいたか」は、継続団体のみ記載してください。

【(2) 上位目標の実現に寄与する望ましい成果（アウトカム）】

- ・地球環境基金の助成により実施する活動の終了時に、実現していると期待できる状況を記載して下さい。
- ・現状や問題点が改善され、アウトカムが達成されている状況であることが、客観的に判断できる指標を記載してください。
- ・アウトカムとは、活動が生み出す最終結果、期待される成果のことです。
- ・成果を言い表すのに最も適すると思われる実現をめざす量、値を記載してください。
- ・手段を実施することによって結果として貢献するはずの望ましい変化を記載してください。
- ・「地域の活性化」「持続可能な社会の実現」などの表現では、環境に、社会にどのような変化が起こるのかを具体的にイメージできません。活動の終了時に、「誰がどれくらい関わるか?」「周辺環境が定量的にどのくらい変化するか?」などの視点で記載してください。
- ・自団体が何を行うか（アウトプット）を記載する項目ではありません。
- ・「アウトカムの達成度（実績値）」は、継続団体のみ記載してください。

【(3) アウトカムを達成するための直接的な活動目標（アウトプット）及びアウトカムを達成するための具体的な手段（活動計画）】

○活動1～3

- ・記載欄は、活動の数により適宜調整してください。
- ・活動毎に活動内容を簡潔に記載してください。
- ・どの活動がどの「アウトプット」につながるのかを整理して記載してください。

○アウトプット

- ・活動を行うことによって生み出される結果を記載してください。
- ・客観的な視点から判断できる指標を記載してください。
- ・アウトプットとは、活動の実施によって直接に発生した事業の量や成果物のことです。
- ・活動への参加者数、情報の直接配布数、作業量等を記載してください。

○活動計画

- ・具体的に実行・実施すべき活動（手段）を記載してください。
- ・それぞれの活動において、その対象者・対象地域・時期・内容を具体的に記載してください。

○「○年目 達成できたこと（実績値）」は、継続団体のみ記載してください。

※ロジックモデル（p. 60～61）が記載できる場合は、参考として添付してください（任意提出、様式自由）。

活動 2 （普及啓発活動）		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	・サンゴの保全啓発セミナーを○回開催	・○回開催、○人が参加。
	達成できたこと（実績値）	
3 年 目	・サンゴの保全啓発セミナーを○回開催。 ・3年間の調査内容をまとめた報告書を○部作成と配布。	・○人が参加。 ・○○を対象に○冊配布。
	達成できたこと（実績値）	

活動 3 （協働体制の構築（1年目のみの活動））		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	・外部の関連機関を訪問し、今後の協働についての提案を行う。 ・関係機関へ状況報告を行う。	・○件訪問、継続的な意見交換について合意、予算に採択 ・○○県を対象に○回報告。
	1年目 達成できたこと（実績値）	

※継続活動の場合、過年度の欄には、結果を記載してください。

要望書作成に当たっての注意点

【(3) アウトカムを達成するための直接的な活動目標（アウトプット）及びアウトカムを達成するための具体的な手段（活動計画）】

○活動1～3

- ・記載欄は、活動の数により適宜調整してください。
- ・活動毎に活動内容を簡潔に記載してください。
- ・どの活動がどの「アウトプット」につながるのかを整理して記載してください。

○アウトプット

- ・活動を行うことによって生み出される結果を記載してください。
- ・客観的な視点から判断できる指標を記載してください。
- ・アウトプットとは、活動の実施によって直接に発生した事業の量や成果物のことです。
- ・活動への参加者数、情報の直接配布数、作業量等を記載してください。

○活動計画

- ・具体的に実行・実施すべき活動（手段）を記載してください。
- ・それぞれの活動において、その対象者・対象地域・時期・内容を具体的に記載してください。

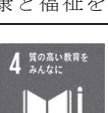
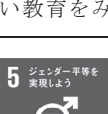
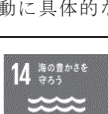
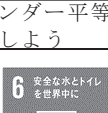
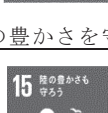
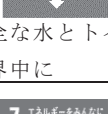
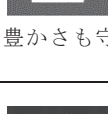
○「○年目 達成できたこと（実績値）」は、継続団体のみ記載してください。

※ロジックモデル（p. 60～61）が記載できる場合は、参考として添付してください（任意提出、様式自由）。

(助成金交付要望書 記載例)

その２－３ 〔助成を希望する活動の内容〕

活動と関連するSDGs（持続可能な開発目標）の目標及びターゲットを選択して下さい。

目標	ターゲット	目標	ターゲット
 1 貧困をなくそう	1.1 1.2 1.3 1.4 1.5 1.a 1.b	 10 人や国の不平等をなくそう	10.1 10.2 10.3 10.4 10.5 10.6 10.7 10.a 10.b 10.c
 2 飢餓をゼロに	2.1 2.2 2.3 2.4 2.5 2.a 2.b 2.c	 11 住み続けられるまちづくりを	11.1 11.2 11.3 11.4 11.5 11.6 11.7 11.a 11.b 11.c
 3 すべての人に健康と福祉を	3.1 3.2 3.3 3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b 3.c 3.d	 12 つくる責任 つかう責任	12.1 12.2 12.3 12.4 12.5 12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c
 4 質の高い教育をみんなに	4.1 4.2 4.3 4.4 4.5 4.6 4.7 4.a 4.b 4.c	 13 気候変動に具体的な対策を	13.1 13.2 13.3 13.a 13.b
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5.1 5.2 5.3 5.4 5.5 5.6 5.a 5.b 5.c	 14 海の豊かさを守ろう	14.1 14.2 14.3 14.4 14.5 14.6 14.7 14.a 14.b 14.c
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.1 6.2 6.3 6.4 6.5 6.6 6.a 6.b	 15 陸の豊かさを守ろう	15.1 15.2 15.3 15.4 15.5 15.6 15.7 15.8 15.9 15.a 15.b 15.c
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1 7.2 7.3 7.a 7.b	 16 平和と公正をすべての人に	16.1 16.2 16.3 16.4 16.5 16.6 16.7 16.8 16.9 16.10 16.a 16.b
 8 働きがいも経済成長も	8.1 8.2 8.3 8.4 8.5 8.6 8.7 8.8 8.9 8.10 8.a 8.b	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.1 17.2 17.3 17.4 17.5 17.6 17.7 17.8 17.9 17.10 17.11 17.12 17.13 17.14 17.15 17.16 17.17 17.18 17.19
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 9.2 9.3 9.4 9.5 9.a 9.b 9.c		

※選択した目標とターゲットの種類及び数は、審査要件ではありません。（採否には影響しません）

要望書作成に当たっての注意点

- 助成を希望する活動と関連するSDGsのゴールとターゲット各2項目以上に選択して下さい。
- LOVE **BLUE** 助成については各1項目以上に選択して下さい。
- SDGsのゴールとターゲットについては「5. 持続可能な開発目標(SDGs)の目標とターゲット一覧表」(p.62~79)を参照してください。
- 選択したゴールとターゲットの種類及び数は、審査要件ではありません。(採否には影響しません)

(助成金交付要望書 記載例)

その2-4 〔助成を希望する活動の内容〕

⑥ 活動・成果の持続性、団体の自立（助成終了後の展望、予定）

要望活動におけるエコツーリズムにより、今後の活動総額の〇%を確保するようにする。また、行政や他の外部機関との協働により活動における〇〇の部分それらの関係機関の資金によって活動を行えるようにする。

地域住民に対して普及啓発イベントを行う際に団体の会員募集を行うことで、参加者の〇〇%を当団体の会員獲得に結びつけ、〇〇円の収入拡大を予定している。その収入によって、今後の活動の〇〇%をまかなう。

エコツーリズムに必要な職員やボランティアスタッフのスキルについては、連携先である〇〇会社や〇〇市、地域の専門家に協力により、ガイド能力の向上や地域における知識の拡充を図ることで、助成終了後の活動・成果の持続性を確保する。

実施体制における〇〇氏を本要望活動のプロジェクトリーダーと位置付け、3年間を通じて活動を行うことで、企画運営能力、ファンドレイジング能力及び渉外力を身につけ、助成期間終了後の活動の自立及び持続発展につなげることとする。

⑦ 外部との連携体制（活動を進めるために現実的に協力が見込まれる利害関係者）

行政関連

- ・ 〇〇市（協働実施、構築依頼中）
- ・ 〇〇市（イベント共催、相談中）
- ・ 〇〇水産研究所（水質・生物相調査の委託、構築済み）

その他

- ・ 〇〇漁業組合（協働実施、調整中）
- ・ 〇〇中学校（環境学習授業の実施、これから相談）

⑧ 補助金・助成金の併願状況、組織評価の実績

要望書作成に当たっての注意点

【⑥活動・成果の持続性、団体の自立（助成終了後の展望、予定）】

- ・地球環境基金の助成期間終了後、活動の効果が発展又は持続するための計画を具体的に記載して下さい。
- ・助成期間終了後の活動の継続・発展に向けた活動資金の見込みや人材の育成について記載して下さい。
- ・活動のプラスの影響と、マイナスの影響についても記載してください。
- ・活動を持続的にしていくための課題も記載してください。

※ 事業化を視野に入れた活動の場合は、需要の創出、拡大、販売戦略等について記載してください。

【⑦外部との連携体制（活動を進めるために現実的に協力が見込まれる利害関係者）】

- ・現時点で連携をしている（予定している）関係機関との連携内容と、その関係構築の進捗状況を記載して下さい

○連携内容

（例） 協働実施、～での協力依頼、活動許認可元、～の委託 など

○関係構築の進捗状況

（例） 構築済み、構築依頼中、相談中、調整中、これから相談 など

【記載例】

- ・～～組合 （協働実施、構築済み）
- ・～～学校 （〇〇での協力依頼、これから相談）
- ・～～市～課 （協働実施、調整中）
- ・～～研究所 （分析委託、構築済み～）

※ ステークホルダーマップ（利害関係者相関図）が記載できる場合は、参考として添付してください（任意提出、様式自由）。

【⑧補助金・助成金の併願状況、組織評価の実績】

- ・要望する活動について、国又は国の他の機関等からの補助金・助成金を受けている場合は、助成の対象となりません。（国又は国の他の機関等に申請中の場合は、具体的な補助金等の名称を記載してください。）
- ・組織評価の実績がある場合は、年度と評価機関を記載してください。

その2-5 [助成を希望する活動の内容]

⑨活動の実施スケジュール（1年目～3年目）

注意：要望活動が複数年次にわたる場合、複数年次にわたる実施スケジュールを記載してください。（フロンタリナー助成を要望する場合は5年間分記載してください。）

年月 活動内容	1 年 目												2 年 目												3 年 目																	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
活動 1 サンゴの植樹及び駆除の実地活動	■	■	■	■																																						
1) サンゴや食害生物の生息域等の現地調査																																										
2) サンゴの植樹活動																																										
食害生物の駆除活動																																										
植樹後の定期観測調査																																										
3) 食害生物の駆除についての勉強会	■	■	■	■																																						
4)植樹エコツアーリズムの試作モデルの考案																																										
植樹エコツアーリズムの実施																																										
活動 2 普及啓発活動																																										
1) 地域住民への啓発セミナーの開催																																										
活動 3 共同体制の構築																																										
1) 外部の関連機関を訪問																																										
2)〇〇県などの関係機関へ状況報告を行う。																																										
助成活動事業総額 (要望額+自己資金)																																										

※活動時期 -セルを塗りつぶす。

(助成金交付要望書 記載例)

その３－１ 〔活動予算経費別内訳〕

	区 分	金額（千円）		内 容
収入の部	自己資金（会費・他助成金等）	1, 0 0 0		会費・〇〇財団からの助成金
	地球環境基金助成金	3, 0 0 0		
	計	4, 0 0 0		
支出の部	区 分	基金助成金 千円	自己資金 千円	助成活動事業総額 千円
	①賃金	5 6 0	0	5 6 0
	②謝金	2 4 0	0	2 4 0
	③旅費	6 0 0	1 0 0	7 0 0
	④物品・資材購入費	2 0 0	2 0 0	4 0 0
	⑤借損料・役務費	1, 1 3 0	6 0 0	1, 7 3 0
	⑥事務管理費	2 7 0	1 0 0	3 7 0
	計	3, 0 0 0	1, 0 0 0	4, 0 0 0

※経費は２０２０年度の予算分を計上してください。

※支出の部には、その３－２〔活動予算活動別内訳〕の各費目の合計金額を記載してください。

海外に所在地を有する団体（ロ案件）においては、代理人関連経費も含めて記載してください。

その３－２ 〔活動予算活動別内訳〕

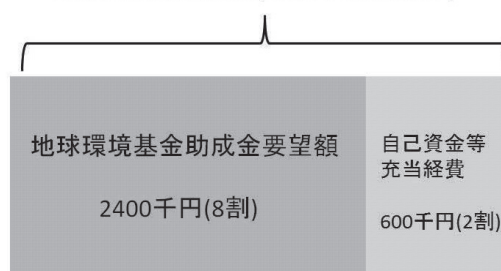
区 分		内 訳	要望額 (千円)	自己資金 (千円)	計 (千円)
活動 1	①賃金	若手プロジェクトリーダー (@1,500 円×○h)	2 4 0	0	2 4 0
		事業担当者 (アルバイト) (@1,000 円×○h)	3 0	1 0	4 0
	②謝金	セミナー講師謝金 (@20,000 円×○日)	1 0 0	0	1 0 0
	③旅費	調査員旅費 (@40,000 円×○回)	7 0	3 0	1 0 0
		セミナー講師旅費 (@40,000 円×○回)	8 0	0	8 0
	④物品・資材購入費	専門書購入 (@2,000 円×10 冊)	2 0	0	2 0
		潜水調査用資材購入 (@5,000 円×○)	5 0	1 5	6 5
	⑤借損料・役務費	会場費(@10,000 円×2 日)	2 0	0	2 0
		レンタカー借上料 (@60,000 円×10 日)	6 0 0	0	6 0 0
	⑥事務管理費	切手代 (チラシ郵送用)	1 0	0	1 0
	小計		1, 2 2 0	5 5	1, 2 7 5
活動 2	①賃金	(以下、活動 1 と同様に記述)			
	②謝金				
	③旅費				
	④物品・資材購入費				
	⑤借損料・役務費				
	⑥事務管理費				
	小計				
活動 評価 等	③旅費	年度末事業自己評価会議関係経費、内定説明会出席者旅費、活動報告会・中間コンサルティング出席旅費	3 5	0	3 5
	小計		3 5	0	3 5
全体計			3, 0 0 0	1, 0 0 0	4, 0 0 0

要望書作成に当たっての注意点

【活動予算経費別内訳・活動予算活動別内訳】

- ・助成対象経費の費目別上限単価については、p. 19 を参照ください。
- ・自己資金は、活動総額の概ね 20 % を確保（予定額含む）するようにしてください（0 円では要望できません）。
自己資金等充当経費の例：活動に係る常勤職員の賃金、事務所借料
- ・助成活動で行うセミナー等の遂行により生ずる収入金（徴収した参加費等）は、助成活動に充当してください。また、充当先の自己資金欄にその額を記載してください。

活動に必要な経費(3000千円の場合)



- ・事務管理費は経費区分①～⑤の合計額の 10 % が上限となっていますのでご留意下さい。
- ・支払を海外で行う場合でも、適切な換算レートにより円建てで計算してください。
- ・経費の内訳において、内容が不明なものは経費の妥当性が不明と判断されますので、人数、数量、回数、単価などを具体的に記載してください。
- ・金額は千円単位とし、千円未満は切り捨ててください。
- ・「活動評価等」の欄には要望する活動に係る経費ではなく、以下の経費を積算してください。

1) 内定団体説明会（会場：川崎）の参加に係る経費

（活動担当者と会計担当者とは異なる場合は 2 名まで可）

2) 活動報告会（会場：東京）の参加に係る経費（発表団体は 2 名、参加団体は 1 名まで）

3) 中間コンサルティング（会場：川崎）の参加に係る経費（継続 2 年目の団体のみ）（最大 2 名まで）

4) その他の自己評価等を行う際に係る経費

- ・海外に所在地を有する団体（ロ案件）においては、代理人関連経費は「代理人関連経費予算内訳」に記載してください。
- ・海外に所在地を有する団体（ロ案件）においては、「活動予算経費別内訳」の支出の部の合計額が、「活動予算活動別内訳」の合計額と「代理人関連経費予算内訳」の合計額を合算したものとなるよう、必ず確認してください。

その3-3 〔代理人関連経費予算内訳〕

区 分	内 訳	要望額 (千円)	自己資金 (千円)	計 (千円)
①賃金				
②謝金				
③旅費				
④物品・資材購入費				
⑤借損料・役務費				
⑥事務管理費				
代理人関連経費合計				

注意：ロ案件（海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動）のみ提出してください。

要望書作成に当たっての注意点

【代理人関連経費予算内訳】

代理人となる方は、以下の用務を遂行することとし、その際に発生する経費を計上してください。

- i. 現地指導や各種申請・報告書類の日本語での作成にかかる労務への賃金（※）
- ii. 現地指導、進捗管理に要する現地渡航旅費 1 回分
- iii. 年 1 回の内定団体説明会又は個別相談（川崎にて実施）、2 年目中間コンサルテーション、3 年目活動報告会への参加に要する旅費
- iv. 現地や基金とのやり取りにかかる通信・郵送費（送金手数料も含む）

※ 賃金の上限は、代理人の役割に要する専門性に鑑み、1,500 円/時間・合計 30 万円を上限とします。

・労務に対する対価の支払については、代理人が個人の場合は①賃金、団体の場合は⑤借損料・役務費へ計上してください。

(助成金交付要望書 記載例)

その4 [要望活動の実施体制]

団体名：□□□の会			
活動形態：実践		活動分野：自然保護・保全・復元	
下記の「活動実施体制」については、必ず記載して提出してください。			
活動実施体制	要望活動に従事する予定の団体の実施責任者、実施担当者等（アルバイト及びボランティアを含む）について記載してください。		
役職・雇用形態	氏名	経験年数	担当業務
理事長/非常勤	地球 太郎	15 年	
理事/非常勤	〇〇 〇〇	13 年	
理事/非常勤	〇〇 〇〇	7 年	
事務局長/常勤	〇〇 〇〇	10 年	
主担当/常勤	〇〇 〇〇	8 年	
アルバイト/非常勤	〇〇 〇〇	4 年	
アルバイト/非常勤	〇〇 〇〇	2 年	
「調査研究体制」については、活動形態が調査研究である場合はこちらも記載が必要です。			
調査研究体制	※活動形態が「調査研究」の場合は、その調査または研究活動に協力する専門家やその専門性について記載してください。		
氏名	所属	専門性の内容	

※記載欄が足りない場合は、適宜、行を増やして作成してください。

要望書作成に当たっての注意点

【要望活動の実施体制】

- ・ 要望活動に従事する予定の団体メンバーを記載してください。
- ・ 記載欄が足りない場合は、行数を増やして作成してください。
- ・ 経験年数には要望活動関連業務の経験年数を記載してください。
- ・ 雇用形態における常勤及び非常勤の定義は、以下の通りとなります。

常勤・・・要望団体と雇用関係にあり、週 4 日ないし月 15 日以上の出勤で、週 32 時間以上勤務している者

非常勤・・・上記の常勤の定義にあたらない者

【調査研究体制】

- ・ 活動形態が「調査研究」の場合は、その調査または研究活動に協力する専門家やその専門性について記載してください。

※活動形態が a. 実践 b. 知識の提供・普及啓発 d. 国際会議 の場合は記載不要です。

(助成金交付要望書 記載例)

その5 〔団体の概要〕

(ふりがな) 団 体 名	□□□のかい □□□の会		代表者役職名：理事長 代表者氏名： 地球 太郎	
主たる事務所の所在地	〒×××-×××× 最寄り駅： TEL： FAX：			
団体設立年月	〇〇年 □□月			
組 織	組織の構成		会員等を有する場合は、その内容・人数	
	<例> 理事長 — 理事 — 事務局 会員 監事		個人会員数 法人会員団体数 常勤の役員数 非常勤の役員数 常勤の職員数 非常勤の職員数	年会費(千円) 年会費(千円) (内有給人数) (内有給人数) (内有給人数) (内有給人数)
沿 革	〇〇〇〇年 〇〇〇を目的とし、任意団体として設立 〇〇〇〇年 □□事業を開始 〇〇〇〇年 特定非営利活動法人認可 ※法人格については、名称・取得年月を正確に記入してください（取得予定含む。）。			
目 的	<例> 以下の事業を実施することにより、□□を図り、もって〇〇に貢献すること。 1. 2.			
活動実績	2019年度<予定>	2018年度	2017年度	
団体の主たる活動実績	<例> 機関紙の発行（年〇回） 〇〇活動（年〇回） □□活動（〇〇助成事業） △△調査（〇〇省委託）	同左 〇〇活動（年〇回） 〇〇事業	同左 〇〇活動（年〇回）	
要望活動の類似活動実績	〇〇活動（〇〇助成事業） ※助成を要望する活動と類似の活動又は公的機関の補助、助成、委託等を受けた活動の実績があれば、必ず記入してください。			
財政状況	総収入	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円
				〇, 〇〇〇千円
				〇, 〇〇〇千円
				〇, 〇〇〇千円
	当期損益	△△△, △△△千円	△△△, △△△千円	△△△, △△△千円
ホームページアドレス	URL			
S N S	Facebook	twitter	Instagram	
担 当 者 (所属部課・氏名)	連絡先住所：〒※要望の内容について対応が可能な、平日の日中に連絡の取れる方を記入してください。海外の団体が行う開発途上地域での活動に係る要望の場合は代理人の連絡先を記入して下さい。 氏 名： TEL： FAX： E-mail：			

要望書作成に当たっての注意点

【組織】

- ・どのような組織体制であるかわかるように記載してください。
- ・団体代表者のプロフィール、実績が記載できる場合は、参考として添付してください（任意提出、様式自由）。

【活動実績】

- ・応募団体として要望活動を着実に実施する為に、必要な知見や実績を具体的に記載してください。
- ・主に要望活動と類似する活動分野における実績を記載してください。

【財政状況】

- ・2017年度、2018年度収支決算額および2019年度収支予算額を記載してください。
- ※設立後3年未満の団体に限り、記載できるもののみで可

【担当者連絡先】

- ・要望書受付から内定通知発送にかけて、連絡が可能な担当者の連絡先を記載してください。
- ・TEL 及び E-mail については、平日の日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。
要望書受付後、確認メールを送信しますので、E-mail を必ず記入してください。

※個人情報の取り扱いについて

地球環境基金は、要望書にてご提供いただきました個人情報を、助成に関するご連絡、関連事業実施に伴うご連絡以外には使用いたしません。また、提供者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き第三者に提供および公開はいたしません。

ただし、地球環境基金で公開している「環境NGO・NPO総覧データベース」に掲載のない団体については、本要望書様式その5に記載のある「団体名」「代表者名」「主たる事務所の所在地（都道府県のみ）」「団体設立年月」「ホームページアドレス」を団体情報として公開いたします。

(事務委任状 記載例)

(海外の団体用(for use by overseas organizations))

Power of Attorney

事務委任状

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構 理事長 小辻 智之 殿

To apply for a grant for fiscal year 2020 from the Japan Fund for Global Environment, I hereby nominate Chikyu Taro (Mr.) to act as our agent who will deal with all procedural matters regarding this application and subsequent implementation of the proposed project: xxxxxxx, if the grant is approved.

私は、2020 年度地球環境基金助成金要望書の提出に関し、地球 太郎を代理人と定め、助成交付が決定された場合には、2020 年度の地球環境基金のすべての助成手続に関し、一切の事務処理権限を委任します。

Both the applying parties and their agent have read and understood the above.

上記の委任書に関し、申請団体、代理人の間にて了承されたことを署名いたします。

申請団体署名欄 (Organization)	代理人署名欄 (Representative)
Name of Organization: xxxxx Association Address: Email: oooo@ oooo.com Telephone & Fax number: Tel: xx-oooo Fax:oo-xxxx Date: xx December 2019 Signature:	代理人氏名: 地球 太郎 代理団体※: (特非) ○○センター 代理人住所: -----14-○○ E メール: ○○@□□.jp 電話・ファックス番号: TEL&FAX 03-△△△△-1234 日付: 2019 年 12 月○○日 署名又は印: (特非) ○○センター 地球太郎

※ 日本国内に主たる事務所を有する団体が代理人業務を引き受けた場合、団体名と業務を担当することとなる者の氏名を記入してください。

※ 「代理人の資格に関する書類」は、別紙の指定様式に記入の上、必要に応じて参考資料（過去の活動の報告書、代理人の専門性を示す資料等）を添付して提出してください。

別紙：代理人の資格に関する書類/ About qualification as a agent

Applicant Organization : ×××× Association

Agent (Organization) :

Agent (Individual) : 地球 太郎

1. 要望団体の活動に関わった実績について述べてください。

Please describe your experience related to the proposed project.

20××年より、×××× Association の△△活動を共にを行っている。△△△△活動においては、〇〇〇の専門技術が不可欠であることから、その技術指導をメインとしてこれまで共に活動を行ってきた。

2. 要望活動の代理人を引き受けることにより、①活動地や活動団体に果たし得る役割 ②日本の市民社会や地球環境基金に果たし得る役割 について述べてください。

Please describe your possible contribution for the I) project sites and applicant organization, and II) Japanese civil society, by undertaking the agent.

① 〇〇〇の専門技術により、i) 活動地で深刻な問題となっている□□□を解決する1つの手法を提供することができ、また、ii) ×××× Association 内の人材へこの技術が移転されることが期待できる。

② 上述した〇〇〇の専門技術は、日本が先進的なものを有しているにも関わらず、その国際的な技術移転が十分に進んでいない。×××× Association の助成事業に代理人として携わることにより、i) 〇〇〇の技術移転の推進 ii) 〇〇〇の技術移転のための日本国内におけるネットワークの強化等が可能になると考える。

3. 代理人が外国籍の場合、日本国の永住許可を取得していますか。If your nationality wasn't Japanese, do you have permanent residence permit of Japan?

有/Yes

無/No (代理人資格がありません。

You do not qualify for agent)

4. 添付資料 Do you have any attachments? Answer below.

(いずれかに丸を付けて下さい)

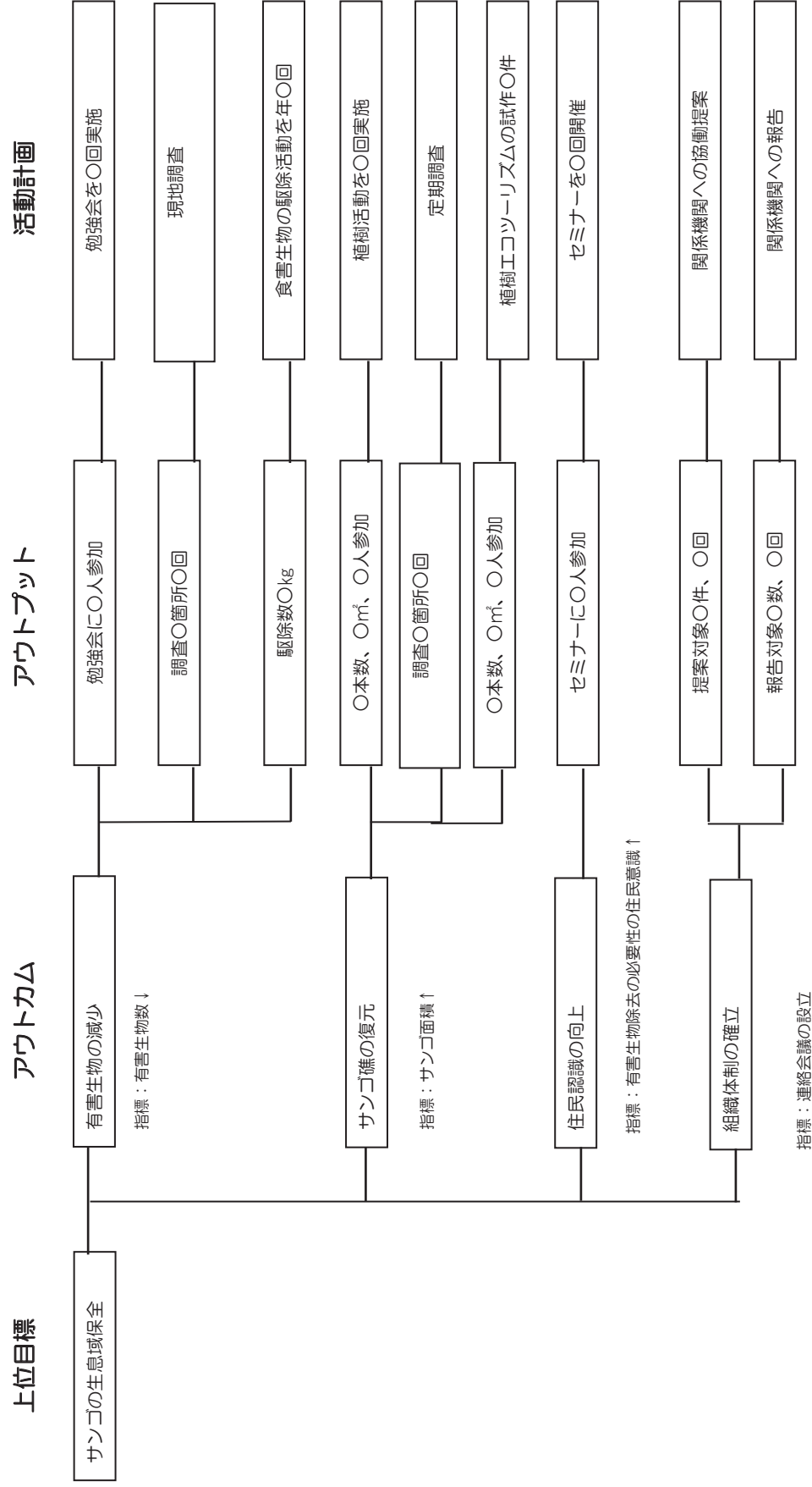
有/Yes

1

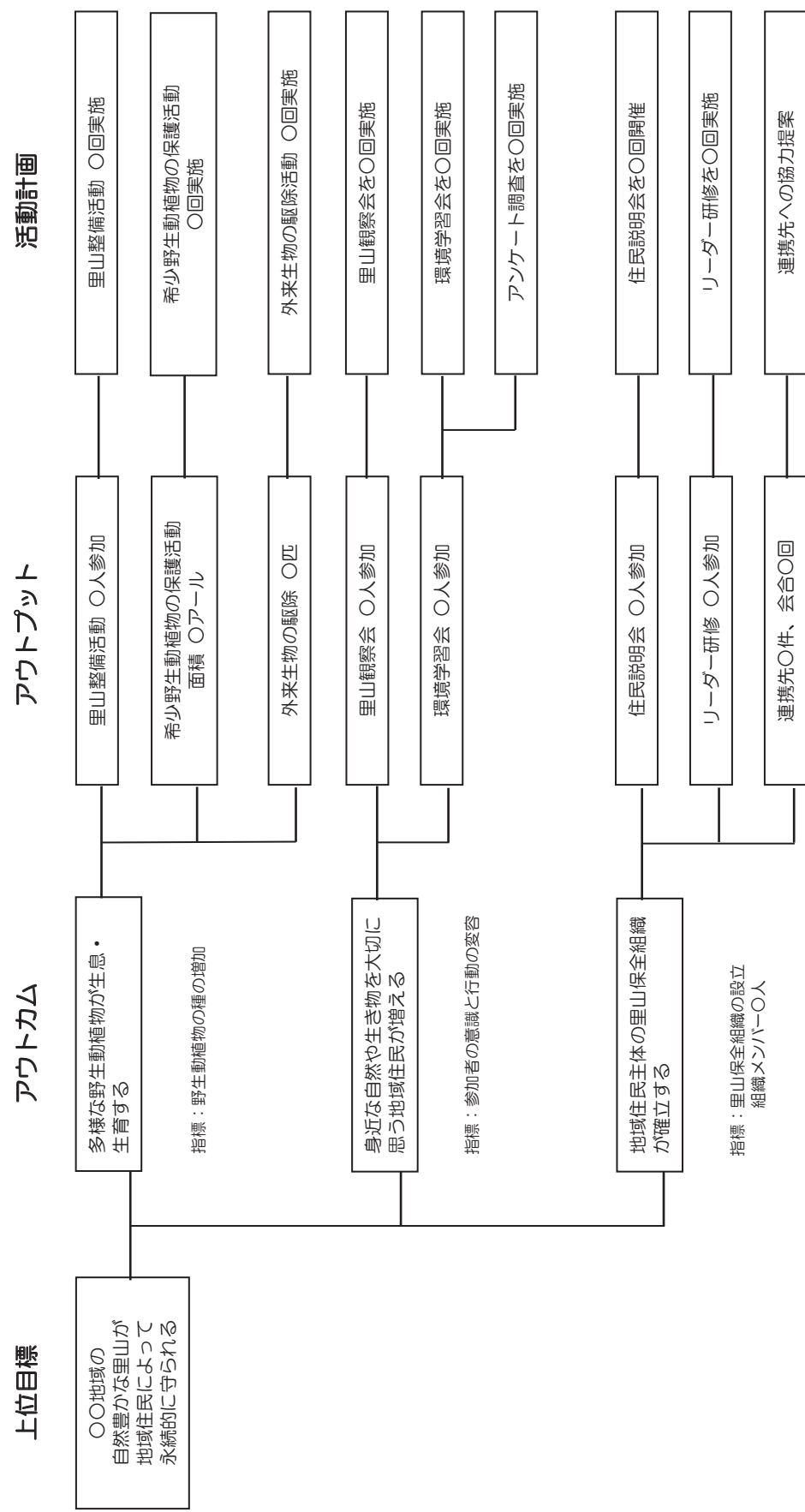
点/piece

無/No

参考 ○○地域におけるサンゴ礁保全活動のロジックモデル



参考 ○○地域における里山保全活動のロジックモデル



5. 持続可能な開発目標(S D G s)の 目標とターゲット一覧表

1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



ターゲット	
	内容
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的なサービスへのアクセス、土地及びその他の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



ターゲット	
	内容
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値や非農業雇用の機会への平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエンス)な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれらに関する伝統的な関連知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な半分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産性能力向上のために、国際協力の強化を通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜の遺伝・バンクへの投資を拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食糧価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



	ターゲット
	内容
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患(NCD)による早期死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、薬物乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略。計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス、及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び病気の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規則に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品アクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政、及び保健人材の採用、能力開発・訓練、及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ターゲット	
	内容
4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



ターゲット	
	内容
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



ターゲット	
	内容
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における本と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関する分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

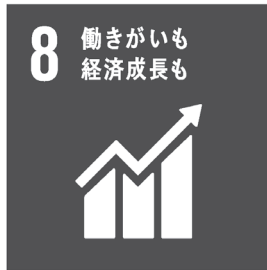


7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

ターゲット	
	内容
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



	ターゲット
	内容
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び イノベーションの推進を図る



ターゲット	
	内容
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、 2030年 までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年 までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年 までにイノベーションを促進させることや 100万人 当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、 2020年 までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



	ターゲット
	内容
10.1	2030年までに、各国の所得下位 40% の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを 3% 未満に引き下げ、コストが 5% を越える送金経路を撤廃する。

11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



ターゲット	
	内容
11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。

12 つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



ターゲット	
	内容
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



	ターゲット
	内容
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1.000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



ターゲット	
	内容
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」に想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

15 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



ターゲット	
	内容
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法への アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制 度を構築する



	ターゲット
	内容
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

17 パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



資金

ターゲット	
	内容
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

	内容
17.6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

	内容
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

	内容
17.10	ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則」が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

	内容
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステイクホルダー・パートナーシップ

	内容
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステイクホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

	内容
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

6. 助成金交付要望書の様式

様式第 1 (第 4 条関係) その 1 (日本の団体用)

2020年度 地球環境基金
助成金交付要望書

2 0 1 9 年 月 日

獨立行政法人環境再生保全機構
理事長 小計 智之 殿

$$\frac{\partial}{\partial t} + \frac{\partial}{\partial x} = 0$$

住所

法人格

团体名

代表者氏名

法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○

下記の活動を行いたいのので、地球環境基金助成金交付要綱第4条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

記

1. 助成メニュー：(募集案内 P.5～7 より一つ選択)

2. 活動名：

3. 活動区分：(募集案内 p.11 より一つ選択)

4. 活動形態：(募集案内 p.11 より一つ選択)

5. 活動分野：(募集案内 p.12 より一つ選択)

6. 助成活動事業総額及び要望額

助成活動事業総額 : 〇, 〇〇〇 千円 (1 年間分)
(自己資金+要望額)

地球環境基金への要望額 : 〇, 〇〇〇 千円 (1年間分)

7. 地球環境基金助成金を受けた年度：

8. 2019年度採択助成:

助成 年目

その2-1 〔助成を希望する活動の内容〕

① 活動概要

② 解決したい課題・問題点

③ 課題解決に向けた本活動の戦略、予想される障害リスクに対する対応策

④ 中間コンサルテーションでの指摘内容を踏まえた対応状況

活動3年目の団体は、2年目の中間コンサルテーションのアドバイスを踏まえて対応したこと、今年度の改善点も記載してください。

その2-2 「助成を希望する活動の内容」

⑤ 上位目標及び活動計画
(1) 本助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態（上位目標）
上位目標の達成にどれだけ近づいたか



(2) 上位目標の実現に寄与する望ましい成果（アウトカム）	何で成果を測るか
アウトカムの達成度（実績値）	



(3) アウトカムを達成するための直接的な活動目標（アウトプット）及びアウトカムを達成するための具体的な手段（活動計画）		
活動1 （ ）		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	達成できたこと（実績値）	
2 年 目		
	達成できたこと（実績値）	
3 年 目		
	達成できたこと（実績値）	

※継続活動の場合、過年度の欄には、結果を記載してください。

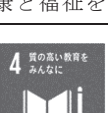
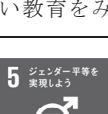
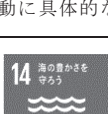
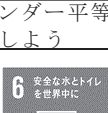
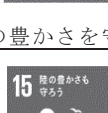
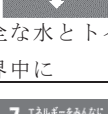
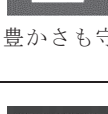
活動 2 ()		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	達成できたこと（実績値）	
2 年 目		
	達成できたこと（実績値）	
3 年 目		
	達成できたこと（実績値）	

活動 3 ()		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	達成できたこと（実績値）	
2 年 目		
	達成できたこと（実績値）	
3 年 目		
	達成できたこと（実績値）	

(助成金交付要望書 記載例)

その２－３ 〔助成を希望する活動の内容〕

活動と関連するSDGs（持続可能な開発目標）の目標及びターゲットを選択して下さい。

目標	ターゲット	目標	ターゲット
 1 貧困をなくそう	1.1 1.2 1.3 1.4 1.5 1.a 1.b	 10 人や国の不平等をなくそう	10.1 10.2 10.3 10.4 10.5 10.6 10.7 10.a 10.b 10.c
 2 飢餓をゼロに	2.1 2.2 2.3 2.4 2.5 2.a 2.b 2.c	 11 住み続けられるまちづくりを	11.1 11.2 11.3 11.4 11.5 11.6 11.7 11.a 11.b 11.c
 3 すべての人に健康と福祉を	3.1 3.2 3.3 3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b 3.c 3.d	 12 つくる責任 つかう責任	12.1 12.2 12.3 12.4 12.5 12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c
 4 質の高い教育をみんなに	4.1 4.2 4.3 4.4 4.5 4.6 4.7 4.a 4.b 4.c	 13 気候変動に具体的な対策を	13.1 13.2 13.3 13.a 13.b
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5.1 5.2 5.3 5.4 5.5 5.6 5.a 5.b 5.c	 14 海の豊かさを守ろう	14.1 14.2 14.3 14.4 14.5 14.6 14.7 14.a 14.b 14.c
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.1 6.2 6.3 6.4 6.5 6.6 6.a 6.b	 15 陸の豊かさを守ろう	15.1 15.2 15.3 15.4 15.5 15.6 15.7 15.8 15.9 15.a 15.b 15.c
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1 7.2 7.3 7.a 7.b	 16 平和と公正をすべての人に	16.1 16.2 16.3 16.4 16.5 16.6 16.7 16.8 16.9 16.10 16.a 16.b
 8 働きがいも経済成長も	8.1 8.2 8.3 8.4 8.5 8.6 8.7 8.8 8.9 8.10 8.a 8.b	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.1 17.2 17.3 17.4 17.5 17.6 17.7 17.8 17.9 17.10 17.11 17.12 17.13 17.14 17.15 17.16 17.17 17.18 17.19
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 9.2 9.3 9.4 9.5 9.a 9.b 9.c		

※選択した目標とターゲットの種類及び数は、審査要件ではありません。(採否には影響しません)

その2-4 〔助成を希望する活動の内容〕

⑥ 活動・成果の持続性、団体の自立（助成終了後の展望、予定）

⑦ 外部との連携体制（活動を進めるために現実的に協力が見込まれる利害関係者）

⑧ 補助金・助成金の併願状況、組織評価の実績

⑨活動の実施スケジュール（1年目～3年目）

活動内容	年月	1 年 目												2 年 目												3 年 目											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
活動 1																																					
活動 2																																					
活動 3																																					
助成活動事業総額 (要望額+自己資金)		〇,〇〇〇千円												〇,〇〇〇千円												〇,〇〇〇千円											

その2-5 [助成を希望する活動の内容]

⑨活動の実施スケジュール（1年目～5年目）

注意：本様式はフロンタランナー助成を要望する場合のみ使用してください。

年月 活動内容	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
活動 1					
活動 2					
活動 3					
助成活動事業総額 (要望額+自己資金)	〇,〇〇〇千円	〇,〇〇〇千円	〇,〇〇〇千円	〇,〇〇〇千円	〇,〇〇〇千円

※活動時期 セルを塗りつぶす

	区 分	金 額（千円）		内 容
収 入 の 部	自 己 資 金（会 費・他助成金等）			
	地球環境基金 助成金			
	計			
支 出 の 部	区 分	基金助成金 千円	自己資金 千円	助成活動事業総額 千円
	①賃金			
	②謝金			
	③旅費			
	④物品・資材購入費			
	⑤借損料・役務費			
	⑥事務管理費			
	計			

その３－２ 〔活動予算活動別内訳〕

区 分		内 訳	要望額 (千円)	自己資金 (千円)	計 (千円)
活動 1	①賃金				
	②謝金				
	③旅費				
	④物品・資材購入費				
	⑤借損料・役務費				
	⑥事務管理費				
	小計				
活動 2	①賃金				
	②謝金				
	③旅費				
	④物品・資材購入費				
	⑤借損料・役務費				
	⑥事務管理費				
	小計				
活動 評価 等	③旅費				
	小計				
全体計					

その3-3 〔代理人関連経費予算内訳〕

区 分	内 訳	要望額 (千円)	自己資金 (千円)	計 (千円)
①賃金				
②謝金				
③旅費				
④物品・資材購入費				
⑤借損料・役務費				
⑥事務管理費				
代理人関連経費合計				

注意：ロ案件（海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動）のみ提出してください。

その4 「要望活動の実施体制」

団体名：			
活動形態：		活動分野：	
下記の「活動実施体制」については、必ず記載して提出してください。			
活動実施体制	要望活動に従事する予定の団体の実施責任者、実施担当者等（アルバイト及びボランティアを含む）について記載してください。		
役職・雇用形態	氏名	経験年数	担当業務
「調査研究体制」については、活動形態が調査研究である場合はこちらも記載が必要です。			
調査研究体制	※活動形態が「調査研究」の場合は、その調査または研究活動に協力する専門家やその専門性について記載してください。		
氏名	所属	専門性の内容	

※記載欄が足りない場合は、適宜、行を増やして作成してください。

その5 〔団体の概要〕

(ふりがな) 団 体 名	代表者役職名： 代表者氏名：		
主たる事務所の所在地	〒 最寄り駅： TEL： FAX：		
団体設立年月	年 月		
組 織	組織の構成	会員等を有する場合は、その内容・人数	
		個人会員 名／年会費 千円 法人会員 団体／" 千円	
		常勤の役員数 人（内有給 人）	
		非常勤の役員数 人（内有給 人）	
		常勤の職員数 人（内有給 人） 非常勤の職員数 人（内有給 人）	
沿 革			
目 的			
活動実績 団体の主たる 活動実績	2019年度＜予定＞	2018年度	2017年度
要望活動の類 似活動実績			
財政状況	総収入 千円	千円	千円
	うち会費・寄付金収入 千円	千円	千円
	うち受託収入 千円	千円	千円
	総支出 千円	千円	千円
	当期損益 千円	千円	千円
ホームページアドレス S N S	URL Facebook twitter Instagram		
担 当 者 (所属部課・氏名)	連絡先住所： 〒 氏 名： TEL： FAX： E-mail：		

(海外の団体用(for use by oversea organizations))

Power of Attorney

事務委任状

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構 理事長 小辻 智之 殿

To apply for a grant for fiscal year 2020 from the Japan Fund for Global Environment, I hereby nominate _____ to act as our agent who will deal with all procedural matters regarding this application and subsequent implementation of the proposed project: _____ , if the grant is approved.

私は、2020 年度地球環境基金助成金要望書の提出に関し、_____を代理人と定め、助成交付が決定された場合には、2020 年度の地球環境基金のすべての助成手続に関し、一切の事務処理権限を委任します。

Both the applying parties and their agent have read and understood the above.

上記の委任書に関し、申請団体、代理人の間にて了承されたことを署名いたします。

申請団体署名欄 (Organization)	代理人署名欄 (Representative)
Name of Organization:	代理人氏名 :
	代理団体※ :
Address:	代理人住所 :
Email:	E メール :
Telephone & Fax number:	電話・ファックス番号 :
Tel: Fax:	TEL&FAX
Date:	日付 :
Signature:	署名又は印 :

別紙：代理人の資格に関する書類/ About qualification as a agent

Applicant Organization :

Agent (Organization) :

Agent (Individual) :

1. 要望団体の活動に関わった実績について述べてください。

Please describe your experience related to the proposed project.

2. 要望活動の代理人を引き受けることにより、①活動地や活動団体に果たし得る役割 ②日本の市民社会や地球環境基金に果たし得る役割 について述べてください。

Please describe your possible contribution for the I) project sites and applicant organization, and II) Japanese civil society, by undertaking the agent.

3. 代理人が外国籍の場合、日本国の永住許可を取得していますか。If your nationality wasn't Japanese, do you have permanent residence permit of Japan?

有/Yes

無/No (代理人資格がありません。

You do not qualify for agent)

4. 添付資料 Do you have any attachments? Answer below.

(いずれかに丸を付けて下さい)

有/Yes

点/piece

無/No

2020年度 若手プロジェクトリーダー育成支援要望書（新規）

団 体 名			
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年	月	日 生（満 歳）
			男・女

写真をはる位置

写真をはる場合

1. 縦 36～40 mm

横 24～30 mm

2. 本人単身胸から上

3. 裏面のりづけ

1. 職歴・担当業務

職歴および担当業務を記載してください。

年	月	職歴・担当業務

2. 助成活動における担当業務

プロジェクトリーダーとして担当する業務を各年度の活動計画ごとに記載してください。

〔1年目〕

〔2年目〕

〔3年目〕

3. 3年後のキャリア目標について

3年間の助成活動を通して形成したいキャリア目標（将来的に希望する業務内容、職責等）と、そのために、どのような知識・能力を習得したいと考えているか記載してください。

【以下は、団体の責任者が記載してください】

4. プロジェクトリーダーの育成目標について

団体におけるプロジェクトリーダーの育成目標（期待する業務内容、職責、支援後の処遇）と、そのために、どのような知識・能力を習得してほしいと考えているか記載してください。

5. 助成終了後の活動について

助成終了後の活動の展望、自立に向けた計画を具体的な数値を用いて記載してください。

団体責任者：職名 _____

氏 名 _____

支援対象者：職名 _____

氏 名 _____

7. 規 程

○独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金助成金交付要綱（抄）

（趣旨）

第1条 この要綱は、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書（平成16年独立行政法人環境再生保全機構規程第1号）第23条の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が民間環境保全活動の助成のために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（助成活動）

第2条 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する上で適切な活動であって、次に掲げるものとする。

- （1） 日本国内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動であって、開発途上地域の住民又は民間団体（以下「開発途上地域の住民等」という。）の需要に応じて行われ、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開発途上地域の現地における植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等の参加を得て行う事業の実施
 - ロ 開発途上地域の住民等に対する研修の実施その他の方法による、植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等が自ら行う環境の保全を図るための事業に必要な知識の提供
 - ハ イ又はロに掲げる活動の推進に資するための調査研究の実施又は国際会議の開催
- （2） 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動であって、開発途上地域の住民等の需要に応じて行われ、かつ、前号イ、ロ又はハのいずれかに該当するもの
- （3） 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 広範な国民の参加を得て行われる緑化事業、再生資源に係る回収の事業その他の広範な国民にとって重要な意義を有する事業の実施
 - ロ 広範な国民に対して行う環境の保全に関する啓発及び知識の普及
 - ハ イ又はロに掲げる活動の推進に資する調査研究

2 助成活動は、国家的見地から行われる資源エネルギー等に係る政策的事業、特定の事業者の用に供される公害防止等のためのプラントの導入、投下資金の回収が期待される事業その他の民間団体が担うにふさわしくない内容のものでないこととする。

3 助成金は、政府による他の補助金・助成金・委託費（以下「政府による他の補助金等」という。）と重複して受けることはできない。

（助成の対象となる経費等）

第3条 助成金交付の対象となる経費は、助成活動を行うために直接必要な経費であって、次の各号に掲げる項目に該当するものとし、助成金の額は、定額とする。

- （1） 謝金・賃金
- （2） 旅費
- （3） 物品・資材購入費

- (4) 建築物の工事費(用地費を含む。)
 - (5) 借損料・役務費
 - (6) 事務管理費(通信・運搬費、事務用品費等)
- 2 前項第1号に規定する賃金のうち常勤職員で対象となるものについては別に定める。
- 3 助成活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金交付要望書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、地球環境基金助成金交付要望書(別に定める様式)を独立行政法人環境再生保全機構理事長(以下「理事長」という。)が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

(助成活動等の内定及び通知)

第5条 理事長は、前条の要望書を受理したときは、当該要望に係る事項を審査の上、助成しようとする活動及び交付しようとする助成金の額を内定し、地球環境基金助成金交付内定通知書(別に定める様式)により、当該要望書を提出した者に通知するものとする。

(助成活動等の内定の取消し)

第5条の2 理事長は、前条の内定を行った団体の活動について第16条第1項各号に該当する事実があると認めるときは、その内定を取り消すことができるものとする。

2 理事長は、前項の場合、地球環境基金助成金交付内定取消し通知書(別に定める様式)により、助成内定者に通知するものとする。

(助成金交付申請書の提出等)

第6条 前条の規定による内定の通知を受けた者(以下「助成内定者」という。)は、これを受諾した場合には、地球環境基金助成金交付申請書(別に定める様式)を理事長の定める期間内に理事長に提出しなければならない。

2 助成内定者は、当該助成活動について政府による他の補助金等を利用する場合及び第5条の規定により内定の通知を受けた後助成活動が実行できない場合は、地球環境基金助成金交付辞退届(別に定める様式)を理事長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 理事長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の決定をし、地球環境基金助成金交付決定通知書(別に定める様式)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、助成金の適正な交付を行うため必要があると認めたときは、当該申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより助成金交付の申請を取り下げようとするときは、理事長が定める期間内に、地球環境基金助成金交付申請取下げ書(別に定める様式)を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成活動の変更の承認)

第9条 助成対象者は、助成活動の内容の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときには、あらかじめ地球環境基金助成活動計画変更承認申請書(別に定める様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による地球環境基金助成活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、地球環境基金助成活動計画変更承認通知書(別に定める様式)により助成対象者に通知するものとする。

3 理事長は、第1項の承認をする場合において必要と認めるときは、助成金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(計画の中止又は廃止の承認)

第10条 助成対象者は、助成活動を全部若しくは一部中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ地球環境基金助成活動中止・廃止承認申請書(別に定める様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による地球環境基金助成活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、次により助成対象者に通知するものとする。

(1) 助成活動を一部中止したときは、地球環境基金助成活動中止・廃止承認通知書(別に定める様式)

(2) 助成活動を全部中止又は廃止したときは、地球環境基金助成活動中止・廃止承認通知書(別に定める様式)。ただし、この規定による通知を行ったときは、第15条の規定による交付すべき助成金はないとする確定を行ったものとする。

(事業遅延の報告)

第11条 助成対象者は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の支払区分)

第12条 助成金は、精算払又は概算払の方法により支払うものとする。

(助成金の支払申請書の提出)

第13条 助成対象者は、助成金の支払を申請する場合には、地球環境基金助成金支払申請書(別に定める様式)を理事長が定める期間内に理事長に提出しなければならない。

(助成活動実績報告書の提出)

第14条 助成対象者は、助成活動を完了したとき(第10条第2項の規定により助成活動の一部の中止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地球環境基金助成活動実績報告書(別に定める様式)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第15条 理事長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合には、これを審査し、その報告に係る助成活動の実施成果が助成金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認を受けたときは、その内容を含む。以下同じ。)及びこれに附した条件に適合すると認めたときには、交付すべき助成金の額を確定し、地球環境基金助成金の額を確定通知書(別に定める様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第16条 理事長は、次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の申請又は支払の申請について、不正の事実があった場合

(2) 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合

(3) 助成活動の遂行が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反していると

認められる場合

(4) 助成活動について、第2条第3項の規定に反し政府による他の補助金等と重複して助成を受けていたと認められる場合

(5) 助成対象者が第19条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

(6) その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

2 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、地球環境基金助成金交付決定取消し通知書(別に定める様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第17条 理事長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 助成対象者は、第15条の規定により助成金の額が確定した場合において、既に当該確定した助成金の額を超える助成金の支払を受けているときは、当該超過額を理事長が指定する期限までに返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第18条 助成対象者は、前条の規定による助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。返還期限内に納付しないときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

3 理事長は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(調査等)

第19条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は機構の職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成活動が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 助成対象者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成金の額の確定後の監査等)

第20条 助成対象者は、第15条の規定による助成金の額の確定の通知を受けた時から7年間は、当該助成活動に係る帳簿書類等を保存しておかななければならない。

2 第16条から前条までの規定は、前項の期間についても適用があるものとする。

(適用除外)

第21条 助成対象者が外国に主たる事務所を有する者である場合又は外国の法令若しくは慣習その他やむを得ない事情により、この要綱の規定により難いと認められる場合には、理事長の定めるところにより、この要綱の規定の一部を適用しないことができる。

(実施に関し必要な事項)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 （略）

○独立行政法人環境再生保全機構法（抄）

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であって次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体(民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。)による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

○独立行政法人環境再生保全機構法施行令（抄）

（助成の対象となる民間団体の活動）

第一条 独立行政法人環境再生保全機構法(以下「法」という。)第十条第一項第三号イ及びロの政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 開発途上地域の住民又は民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体(次号において「開発途上地域の住民等」という。)の需要に応じて行われるものであること。

二 次に掲げる活動のいずれかに該当するものであること。

イ 開発途上地域の現地における植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等の参加を得て行う環境の保全を図るための事業の実施

ロ 開発途上地域の住民等に対する研修の実施その他の方法による、植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等が自ら行う環境の保全を図るための事業に必要な知識の提供

ハ イ又はロに掲げる活動の推進に資するための調査研究の実施又は国際会議の開催

第二条 法第十条第一項第三号ハの政令で定める要件は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものであることとする。

一 広範な国民の参加を得て行われる緑化事業又は再生資源に係る回収の事業その他の広範な国民にとって重要な意義を有する環境の保全を図るための事業の実施

二 広範な国民に対して行う環境の保全に関する啓発及び知識の普及

三 前二号に掲げる活動の推進に資するための調査研究の実施

○地球環境基金助成金概算払の事務取扱に関する達
(平成 27 年 5 月 26 日達第 7 号)

(総則)

第 1 条 地球環境基金助成金交付要綱(平成 16 年細則第 4 号。以下「交付要綱」という。)第 12 条に規定する地球環境基金助成金の概算払を行うために必要な事項については、他に特段の定めがある場合を除き、この達の定めるところによるものとする。

(概算払の額の上限)

第 2 条 概算払の方法による助成金の支払額の上限は、交付決定額の 2 分の 1 として、助成対象者毎に、独立行政法人環境再生保全機構理事長(以下「理事長」という。)が決定した額とする。

(概算払助成対象者)

第 3 条 概算払の対象となる助成対象者は、次の各号に定める基準に照らし、いずれにも適正であると認められる助成対象者であって、当該助成対象者が希望したものとする。

- (1) 前年度の助成活動(交付要綱第 2 条に規定する助成活動をいう。以下同じ。)の実施に関し、交付要綱第 13 条に規定する支払申請に関する事務が適正に行われていること。
- (2) 前年度の助成活動が概ね地球環境基金助成金交付申請書における活動計画どおりに行われている又は早期に行われていること。
- (3) 当該年度の活動計画が、概算払の必要性が高いと認められること。

2 理事長は、前項の基準を満たし、いずれにも適正であると認められた助成対象者(以下「概算払助成対象者」という。)に対し、地球環境基金助成金交付内定通知書(別に定める様式)において概算払の可否及び概算払の額の上限について通知を行うものとする。

(助成金の概算払)

第 4 条 前条第 2 項に規定する通知を受けた概算払助成対象者は、概算払の方法により助成金の交付を受けようとするときは、地球環境基金概算払支払申請書(別に定める様式)を理事長が定める期間内に理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容の審査を行うとともに必要に応じて調査を行い、内容が適正であることを確認の上、概算払の方法により助成金を支払うものとする。

3 概算払助成対象者は、前項に規定する助成金の交付を受けた場合は、理事長が定める期間内に交付要綱第 13 条に規定する支払申請により当該助成金の精算をしなければならない。

(助成金の執行状況報告)

第 5 条 概算払の方法により助成金の交付を受けた助成対象者は、理事長が定める期間内に概算払の方法により交付を受けた助成金の執行状況を報告しなければならない。

附 則

この達は、平成 27 年 5 月 26 日から施行し、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

地球環境基金は、国からの出資金、個人や企業、団体からの寄付金で造成されています。
平成30年度は、延べ868件、23百万円のご寄付をいただきました。地球環境基金へのご支援に対して、厚く御礼申し上げます。

ご支援いただいた企業のリストにつきましては、以下のとおりとなります。(敬称略・五十音順)

(株)REJ
浅香工業(株)
(株)朝日フィナンシャルグループ
イーパートナーズ(株)
(有)インターリンク
SGホールディングス(株)
(株)大室明治也
奥野製薬工業(株) 東京支店
オリンパス(株)
協栄産業(株)
キリンホールディングス(株)
(有)倉田商店
五島冷熱(株)
(株)J-WAVE
システムニコル(株)
(株)七豊物産
(株)ジャパングリエイト
新宿南エネルギーサービス(株)
(株)そごう・西武
宙の音(株)
(有)第一環境

(株)橘フォーサイトグループ
テラサイクルジャパン合同会社
(株)デンソーソリューション 関東支社
東京地下鉄(株) 総務部環境課
東光電機工業(株)
西日本シティ銀行 職員組合
阪急阪神ホールディングス(株)
ファミリーマート 美濃上条店
ファミリーマート 八王子甲州街道店
富士オフィス&ライフサービス(株)
(株)富士通エフサス
(株)富士通マーケティング・オフィスサービス
ブックオフコーポレーション(株)
ポケットカード(株)
本紙通商(株) 経営管理本部環境部
三井住友海上火災保険(株)
三菱UFJニコス(株)
(株)宮城運輸
(株)宗平
明治安田生命保険相互会社 社公法人第二部

《問い合わせ先》

独立行政法人環境再生保全機構
地球環境基金部地球環境基金課



TEL : 044-520-9505

FAX : 044-520-2192

E-mail : c-kikin@erca.go.jp

ホームページ : <https://www.erca.go.jp/jfge/>

《要望書類提出先》

今年度より、要望書の提出は電子データを受け付けることになりました。提出を希望される方は下記の URL をご参照ください。

URL : <https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html>

地球環境基金

検索



独立行政法人環境再生保全機構は、持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

再生紙を使用しています。

地球環境基金では、SNSを用いて
環境NPO・NGOの活動を
発信しています。

Instagram



twitter



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。